

熊取町議会委員会会議録

〔平成30年3月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（2月27日）〕

平成30年3月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	5

〔議会運営委員会（3月9日）〕

平成30年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	12

〔総務文教常任委員会〕

議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例	16
質 疑	16
採 決	16
議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例	16
質 疑	16
採 決	25
議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例	25
質 疑	25
採 決	25
議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例	25
質 疑	25
採 決	26
議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例	26
質 疑	27
採 決	27
議案第12号 教育・子どもセンター条例	27
質 疑	27
採 決	28
議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例	28
質 疑	28
採 決	28
議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）	28
質 疑	28
採 決	32

〔事業厚生常任委員会〕

請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願	34
趣旨説明	34
質 疑	36
採 決	44
議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例	44
質 疑	44
採 決	46
議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運	

	営に関する基準を定める条例	46
	質 疑	46
	採 決	47
議案第9号	介護保険条例の一部を改正する条例	47
	質 疑	47
	採 決	50
議案第10号	国民健康保険条例の一部を改正する条例	50
	質 疑	50
	採 決	53
議案第11号	後期高齢者医療条例の一部を改正する条例	53
	質 疑	53
	採 決	53
議案第14号	熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて	54
	質 疑	54
	採 決	54
議案第15号	町道路線認定について	54
	質 疑	54
	採 決	54
議案第16号	町道路線認定及び廃止について	54
	質 疑	54
	採 決	55
議案第18号	平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）	55
	質 疑	55
	採 決	55
議案第19号	平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	55
	質 疑	55
	採 決	55
議案第20号	平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	55
	質 疑	56
	採 決	56
議案第21号	平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）	56
	質 疑	56
	採 決	56
議案第22号	平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）	56
	質 疑	56
	採 決	56

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年2月27日(火曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	江川慶子	副委員	長	浦川佳浩
	委	員	文野慎治	委	員	鱧谷陽子
	委	員	二見裕子	委	員	矢野正憲
	委	員	佐古員規	議	長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原敏司	副町	長	中尾清彦
	企画部	長	貝口良夫	総務部	長	南和仁
事務局	局	長	北川雄彦	書	記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成30年3月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(江川慶子君)皆さん、おはようございます。

本日は平成30年3月熊取町議会定例会の運営について審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(江川慶子君)まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。南総務部長。総務部長(南和仁君)それでは、平成30年3月議会定例会にご提案をさせていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては議会の進行に基づき説明申し上げます。

まず、案件の概要でございますが、行政報告につきましては、損害賠償に関する専決処分報告について1件でございます。

次に、予定議案につきましては、人事案件が1件、条例改正が8件、新たな条例制定が4件、熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについてが1件、町道路線認定が1件、町道路線認定及び廃止が1件、補正予算が6件、平成30年度予算が7件、合計29件でございます。

それでは、各案件の内容につきましてご説明申し上げます。

1件目の教育長の任命同意につきましては、教育長の勘六野朗氏の任期が平成30年3月31日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2件目の手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正並びに土壤汚染対策法及び大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い手数料条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の附属機関条例の一部を改正する条例につきましては、町立保育所の民営化に当たり、移管先の事業者について公平かつ適正に選定する機関として「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会」を、また、平成30年4月1日より地方公営企業法を適用する下水道事業の経営に関する重要な調査、検討に関する審議を行う機関として「下水道事業経営委員会」を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の被災者減免税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法の一部が改正され、同法を引用している被災者減免税条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

5件目の三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例につきましては、本町における転入定住促進策として、固定資産税の課税免除を行うことにより、三世代近居等のために住宅取得を税制面から支援すべく地方税法第6条の規定に基づき、税条例の特例を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の副町長及び教育長の給与の特例に関する条例につきましては、行財政改革の推進のため、副町長及び教育長の給与を減額することから、この条例案を提出するものでございます。

7件目の原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例につきましては、原子力問題対策協議会の委員区分について、現状に合わせてよりわかりやすくすることを目的として「住民代表」を新たに委員区分名称に追加するため、この条例案を提出するものでございます。

8件目の指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につきましては、介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に委譲されることに伴い、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を条例に定める必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

9件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険事業計画に伴う平成30年度から平成32年度までの介護保険第1号被保険者保険料率等の改正を行う必要性が生じたこと及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料段階の判定基準に用いる合計所得金額の見直しを行う必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

10件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険の都道府県化が平成30年4月1日から実施されることに伴い、大阪府国民健康保険運営方針で定められている府内統一基準とするため、また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されることにより、国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

11件目の後期高齢者医療条例の一部を改正する条例につきましては、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成30年4月1日より施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることにより、国民健康保険の住所地特例が後期高齢者医療保険へ引き継がれることに伴い、後期高齢者医療条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

12件目の教育・子どもセンター条例につきましては、教育・子どもセンターを設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、この条例案を提出するものでございます。

13件目の町民会館条例の一部を改正する条例につきましては、熊取町町民会館分館の供用を廃止するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、この条例案を提出するものでございます。

14件目の熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することにつきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年

6月15日から施行されたことに伴い、都市緑地法の規定に基づく事務のうち一部の事務が市町村の事務とされ、当該事務の処理を泉佐野市に委託することに関する規約の一部変更について泉佐野市と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

15件目の町道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、13路線の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

16件目の町道路線認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、3路線の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

17件目の平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算それぞれの総額に1億1,408万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入につきましては、国、府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出につきましては、500万円以上の不用額が生じるもの及び事業未執行のものとなっております。

18件目の平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額から20万3,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、平成28年度流域下水道事業市町村負担金の精算結果に伴う返納金、地方公営企業法適用支援委託料の額の確定による減額及び平成29年度流域下水道建設費等負担金の減額となっております。

19件目の平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算におきまして一般会計繰入金の確定に伴う財源調整を行うものでございます。

20件目の平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額に3,914万円を追加するものでございます。主な補正内容は、被保険者数の増等に伴う保険料と保険基盤安定繰入金の増額及び大阪府後期高齢者医療広域連合負担金の増額となっております。

21件目の平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額に264万円を追加するものでございます。主な補正内容は永代使用料の確定となっております。

22件目の平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出において696万7,000円を増額、資本的収入において1,300万円を減額するものでございます。補正内容は人事異動等に伴う増額及び耐震化事業に係る事業費確定による一般会計出資金の減額となっております。

23件目の平成30年度熊取町一般会計予算につきましては、予算額は前年度に比べ1.7%減の124億1,126万1,000円でございます。主な内容でございますが、主要な歳入である町税で、町民税や軽自動車税の増加により全体として0.6%、障がい福祉サービスや民間保育所等に対する支出の増に伴い国庫支出金が7.1%の増となっているものの、国の地方財政計画の見通し等により地方消費税交付金が6.5%、株式等譲渡所得割交付金が25.5%の減となっております。

歳出では、戸籍事務事業として平成31年4月から住民票等コンビニ交付準備に係る経費、母子保健事業として新生児聴覚検査助成や産婦健康診査等に係る経費、小学校維持管理事業として町立小学校の空調機器整備事業等に係る経費などとなっております。

24件目の平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、平成30年度からの広域化により予算の構成が大幅に変わるとともに、平成29年度で共同事業が廃止になったことで予算規模が大幅に減少してございます。予算額は前年度に比べ18.3%減の51億4,349万6,000円となっております。

25件目の平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者数の増加等に伴い、前年度に比べ7.8%増の5億7,576万円となっております。

26件目の平成30年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、被保険者数の増加及び介護予防・生活支援サービス事業に係る経費の増などにより、予算額は前年度に比べ3.0%増の35億2,203

万8,000円でございます。

27件目の平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、管理手数料の減などにより、予算額は前年度に比べ35.4%減の1,453万5,000円となっております。

28件目の平成30年度熊取町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の事業収益は9億9,441万3,000円で前年度に比べ0.8%の増、収益的支出の事業費は9億6,182万3,000円で前年度に比べ1.6%の減となっております。次に、資本的収入につきましては5億1,176万3,000円で前年度に比べ141%の増、資本的に支出につきましては6億4,605万3,000円で前年度に比べ39.5%の増となっており、これは施設整備の増によるものでございます。

最後に、平成30年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、平成30年度から地方公営企業法を適用することとなります。予算額は20億1,241万3,000円でございます。主な内容は小垣内、大宮、久保、野田、大原、大久保地区における公共下水道工事に係る経費などで、年度末人口普及率81.3%を目標としてございます。

なお、追加予定議案といたしましては、条例改正が1件、補正予算2件を予定してございます。よろしく願いいたします。

以上で平成30年3月議会定例会にご提案させていただきます案件についてのご説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、3月5日から3月27日までの23日間といたします。本会議の開会については、3月5日、6日、7日、8日及び27日の5日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を3月13日に、事業厚生常任委員会を3月9日に、それぞれ開催いたします。

予算審査特別委員会の開催については、3月15日、20日、22日及び23日の4日間といたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては、3月9日に、議員全員協議会を3月13日に開催いたします。

以上のとおり、平成30年3月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問及び会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては2月19日の正午に、会派代表質問につきましては2月23日の正午に、それぞれ通告を締め切った後、くじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第5 議案第1号 教育長の任命同意についての件は、委員会付託を省略し本会議で審議していただきます。

次に、日程第6 議案第2号 手数料の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅固定資産税の課税免除に関する条例の件、日程第10 議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の件、日程第16 議案第12号 教育・子どもセンター条例の件、日程第17 議案第13号 町民会館条例の一部を改正

する条例の件及び日程第21 議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件、以上の8件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第11 議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件、日程第13 議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件、日程第18 議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件、日程第19 議案第15号 町道路線認定についての件、日程第20 議案第16号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第22 議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件、日程第23 議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第24 議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第25 議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第26 議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件及び日程第34 請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願の件、以上14件は事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第27 議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算の件、日程第28 議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第29 議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第30 議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第31 議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第32 議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算の件及び日程第33 議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上の7件については予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、平成30年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、平成30年3月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

委員長（江川慶子君）次に、意見書等の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

まず、意見書につきましては4件提出されております。

二見議員から、バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）の2件、鯉谷議員から、国民健康保険の都道府県単位化における意見書（案）及び消費税10%への増税中止を求める意見書（案）の2件、以上の4件の意見書について、各会派に持ち帰り審議をしていただき、次回3月9日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で、平成30年3月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（「10時29分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年3月9日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	委員	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	総務部長	南和仁
事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成30年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成30年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（江川慶子君）それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。南総務部長。

総務部長（南和仁君）それでは、平成30年3月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきましてご説明申し上げます。

資料の追加予定議案の欄をごらんください。

各追加予定議案につきましては、条例改正が1件、補正予算が2件、合計3件でございます。

それでは、各案件内容につきましてご説明申し上げます。

1件目の宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例につきましては、旅館業法の改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合されたことに伴い、宿泊施設誘致条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の平成29年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額に3億4,608万4,000円を追加するものでございます。

3件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額から1億6,808万円を減額するものでございます。

以上で、平成30年3月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます追加議案の説明を終わります。

本件につきましては、3月27日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては、追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長(江川慶子君) それでは、先日、持ち帰っていただきました意見書4件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1点目のバリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等ありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) このバリアフリー法なんですけれども、ユニバーサルデザイン2020行動計画というのが初めにあるんですけれども、この行動計画は、東京オリンピック・パラリンピックをするための公共施設等の適正管理推進事業として、ユニバーサルデザイン化事業を追加されたようです。

また、追加されたことによって交付税措置がされるようなことを聞いているんですけれども、これとバリアフリー法の基本構想の関係が全く違うものか、これができたがためにバリアフリー法の基本構想が改正されるのか、ちょっとその辺教えていただけますでしょうか。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) ユニバーサルデザイン2020の行動計画というのは、概要としましては先ほど鱧谷委員言われました東京オリンピックに向けてのものでございますけれども、そのほかにも、全国各地における高い水準のバリアフリー化の推進と、また心のバリアフリー等ということがありますので、これを踏まえての今回バリアフリー法の改正というふうになっているのかなというふうに思っております。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) それから、バリアフリー法の基本構想制度の見直しと書いてあるんですけれども、これは10年ほど前から基本構想が各地でつくられていっているとは聞いているんですけれども、それを今進めているのかと思うんですけれども、その新たな仕組みということについてちょっと教えていただけますでしょうか。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) この件につきましては、しっかりと、基本構想というか、明確化していくということで、共生社会の実現、また社会障壁の除去とかいうことを明記するということと、また、公共交通機関事業者等によるハード・ソフト一体的な取り組みの推進ということで、接遇、研修のあり方等含むソフト対策のメニューとかもしっかりと入れていく、また、ハードの面についてもそのようなことを入れていくというのと、それと、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取り組み強化ということで、東京がオリンピックでどんどんバリアフリー進んでいますけれども、地方においてはじゃどうなのかというのを見たときに、地方でもしっかりとバリアフリーのまちづくりを進めていくということで、市町村にマスタープラン制度を創設して地方においてもバリアフリーをしっかりとやっていくということと、あとまた、さらなる利用しやすさの確保に向けたさまざまな施策の充実ということで、バスとか、ちょっと船はこころはあれですけれども、そういう乗り物に関してもしっかりとバリアフリーをしていくというのを明記していくというものであります。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 基本構想を見直すということも、そのようなことで同じようなことなのでしょう

か。見直しと、ほんで新たな仕組みというのがどういうふうに違っているのか、バリアフリーの基本構想制度の見直しということは、今各地でつくっている基本構想をどういうふうに見直されるのか、ほんでまた新たな仕組みというのはどういうものなのか、今、具体的なお話をされたんですけれども、今までしてきた基本構想というのはどういうふうに、今、各地で基本構想、10年間でつくってきているわけなんですけれども、少ないというのは、確かに2割程度しかつくられていないということなんですけれども、見直しを含めたということは、今までつくられてきた基本構想についてはどうなっていくのか、ほんでどう見直されていくのか、ほんでそれをどういうふうに、新たな仕組みと、すごいちょっとわからないんですけれども、今までつくられているものがだめだということではないかと思うんですけれども、どういうふうに見直して、どういうふうに仕組みがえをしていかれるのか、今、具体的な話はよくわかったんですけれども、その辺について教えてください。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）ここに書いてあること、理念と責務ということで、バリアフリー法の改正ということで、先ほど言わせていただいたんですけれども、共生社会の実現と社会的障壁の除去を明確化するということと、また、心のバリアフリーを重要なポイントとして、高齢者、障がい者等に対する支援、鉄道とかの駅を利用するときに声かけなどを明記するということをしつかりとやっていくということの上で、いろんなすることが細かく明記されているというものになっております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ちょっとよくわからないんですけれども、今まで各地で、まだ2割しかできていないと言われておりますけれども、バリアフリー法の基本構想制度というふうな、各地でつくっていきましようという、そういう制度をどういうふうに見直されるのがちょっとよくわからないし、いろんなことを入れていこうというのはよくわかるんです、ほんでハード・ソフトというふうなところで教育をしつかりとやっていきましようというふうなところもよくわかるんですけれども、今までやってきたことをどう見直して、ほんでどういうふうに仕組みがえをしていくのかということと、ほんでそれから、各地のバリアフリーの水準を上げていくというのはよくわかるんですけれども、その方法というのが、今までやられてきたことがどのようになっていくのかということもちょっと意味がわからなくて、いろんなことを含めていろんなところへお金をつけていきましようというふうなことかなというふうなことぐらいしかちょっとわからないんですけれども。

ほんで、3番についてはよくわかって、これについては全く異存はないんですけれども、この2番についても、ハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みというて書いてありますけれども、この枠組みというのは国が枠組みを進めてくださいということなんですか。交通業者については乗り入れとかいろいろとあるので、その枠組みをつくっていかなあかんのかなというふうな気もするんですけれども、計画的に進める枠組みというのはどういう枠組みを考えているのかというのもちょっとわからなかったんですけれども、その辺について教えてください。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）市区町村が駅や道路、公共施設のバリアフリー化を一体的に進める場合、その費用については、国からの助成を受けやすくするには、民間事業者の協力を得た上で基本構想をつくるという必要があるということになっているかなというふうに思うんです。そのため、この改正案ということは、バリアフリー化に関する大枠の方針を示すマスタープランの作成というのを市町村の努力義務として、国が製作費用を補助するための仕組みをつくっていくというものになっております。地方の小規模団体では、バリアフリー化を加速させるということは自治体間の格差拡大を防ぐことにもつながるので、しつかりと改正してバリアフリーを進めていくというふうな法案になっているかなというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）すみません。その法案になっているものというのは、以前じゃなしに今度新しくつ

くられる法案はそういうふうになっているということなんでしょうか。私たちにはその新しい法案というのがちょっと見えないんですけれども。

委員長（江川慶子君）この意見書に対してよくわからないから賛同を得ないということでしょうか、鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）もう少し具体的というか、バリアフリーを進めていかなあかんという意味はすごくよくわかるんですけれども、基本構想の見直しというのがどういうふうに見直されるのか、今までしてきたことをどういうふうにしなさいということになるのか、ほんでまたしなさいというふうに公明党さんは言うてはるのか、新たな仕組みというの、どういうふうな仕組みをつくってしてくださいというふうに、具体的に普通は国のほうに要求すると思うんですけれども、そういう内容的なものがちょっと具体性がないという感じするので、もう少しきれいに整理していただけたら絶対に賛成させていただきたいとは思っております。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか、ご意見。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、2件目の洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）についてご意見を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この意見書については反対ではないのですが、流木による橋梁での河川の埋塞が発生していて床が上がっているということが洪水の原因だということはすごくわかるんですけれども、その前に、国としては、流木が流れないような施策というのかな、その辺もきちっととっていただきたい。今、大きな洪水が起こるといことは、山がきちっと整備されていないということがすごく大きな問題だと思っています。山が整備されていないことで木が細くなって、伐採されないことで下まで太陽が当たらない、ということで下草が生えない、小さな木が生えてこないということで山が崩れていくという状況が非常に多く、それから山から土砂が流れ出すということが多く起こっておりますので、その辺の根本的なことも考えてもらいたいと思いますけれども、ぜひ洪水の回避のための意見書については賛成したいと思っております。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）先ほど鱧谷委員がおっしゃられていた土砂とか流木の対策というの、中小河川緊急治水対策プロジェクトというものの中には3つ入ってまして、土砂、流木の対策と、再度氾濫防止対策と洪水時の水位監視というこの3つの対策はここに盛り込まれております。そのうちの再度の氾濫防止対策というのを、中小河川を管理する地方自治体を使いやすいように、3年ではなくて常に何かあったときに使えるような制度としていただきたいというふうな意味合いでこの意見書を出させていただいております。よろしく願いいたします。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の国民健康保険の都道府県単位化における意見書（案）についてご意見を承ります。ご意見等ありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）国民健康保険の安定的な運営ということを考えてときに、都道府県単位になるほうが安定していくのではないかなというふうに考えます。小さな町では小さな財布となり、インフルエンザがはやったりとか医療費を多く使う年があった場合に、保険料というのは値上げしてまいります。ただ、都道府県化となってくると、大きな財布となって大きな単位となるので安定的な運営になるというふうに考えております。低所得者層に対する負担軽減というものを考えたとき、これも国保には社会保険からの公費が入っているので、これ以上となるとやはり負担が大きいのでは

ないかということと、町からの一般会計からの繰り入れに対しましても、社会保険の加入者という方たちは公費として既に負担をしているわけでありますので、これ以上、町税ということとして負担するのはちょっと難しいのではないかなというふうに考えておりますので、賛成はできかねます。委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）午前中、事業厚生常任委員会の中での請願、この請願について紹介議員という立場で出席もさせていただきました。本当に熱い議論の中でそれぞれの委員の方のご意見等を承りました。その上で今回、この意見書、出ているわけなんですけれども、午前中の議論というのは本当に白熱をして、かなり時間も費やして、真剣に議論があったというふうに思います。それぞれの立場の違い、考え方の違いというのも浮き彫りになったんですが、要は、都道府県化ということについては大まかに、各議員、各会派の意見というのは同じやったというふうに思うんです。請願は、都道府県化の中の大阪方式についてという部分で、それぞれの思いが違うということになったん違うのかなというふうに私の中では整理をしています。そういった意味で、この議運の中に出ております国民健康保険の都道府県単位化における意見書というのについては、どこにこれを、意見書を出すかということについては、国に対し国民健康保険の安定的な運営と住民負担軽減のためについて要望していくということなんです。まさに国民健康保険制度というのは国における制度でありまして、国がその財源であるとかそういった形についても全て、今のこの高齢化社会の中で国民の福祉の面で大きな役割を果たしている設置者であるのが国であるわけでごさいます、そういった中で今回、都道府県化、これは先ほどの午前中の議論にもあったように、先行して大阪府方式たるものでやる県は本当に少数で、その少数で大阪府も入っていこうとする中でも、今時点で問題点、指摘されていることについてはすぐに解決できない問題の中で、6年間のそういう軽減措置等という話もある議論があったわけなんですけれども、そういうことも踏まえて、請願について反対された会派も含めて、この意見書の内容を熟読していただければ、やはり国として安定して、国も、都道府県化というのは、方針で出ているのは承知をしているわけなんです、そのために、今、大阪でも、特に先行している大阪の中、そしてこの熊取の議会でも本当に議論になっている点について、最終的にはやはり国がそういった都道府県の話にきっちり耳を傾けて、財源的な措置、そういうことをやろうというのがこの意見書の趣旨でございますので、我々熊愛の会としては、この意見書についてはどうしても通して、熊取町の、きょうの午前中、請願についての問題点というのは意見が一致見ませんでしたけれども、最低限、こういう意見書については通すという努力を図っていかねばいけないのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ各会派のご賛同を賜りたい意見書だということをあえて申し上げたいと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）少しいろいろ会派のほうで考えまして、記の1、「国民健康保険が安定的かつ持続的な運営ができるよう」、消費税の引き上げと同時に、「国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること」。以下、2と3は削るというふうな形にさせていただいて。それから、一番の上の本文のほう、「大阪府が公表した、確定係数に基づく」というやつから「保険料率改定の影響が顕著に表れている」というのを削ると。特に高齢者を初めとした低所得者層にとって生活にかかわる切実な問題である、「よって本町議会は国に対し、国民健康保険の安定的な運営と住民負担軽減のため、下記の事項について強く要望する」、さっきの1番の文言でしていただければというふうには思います。消費税の引き上げと同時に、国庫負担割合の引き上げについての意見書というふうなこともサブタイトルとしてつけていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見はございませんか。

ただいま修正の提案もあつたんですが、修正があつても二見委員のほうは賛同できないという立

場でしょうか。二見委員。

委員（二見裕子君）次の消費税の意見書にもつながってくるのではないかなというふうには思っておりますので、その消費税の文言ということも含めてであればいけるものなのかなというふうには考えております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員はどうでしょうか、提案者の。どうぞ。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）消費税につきましては次のあれにも関係はしてくるんですけども、やはり8割の人々が国保では大変な、高齢者とそれから若い世代のパートとか、そういう人々が入っているということで、その人たちが、国保も大変なんですけれども、今10%に上がればもう生活できないというふうな状況、それから、ほかのところに対しましても、今まで8%に上がってからずっと不況が続いています、ここでもし10%に上がって、また少し上向いてきた経済が下向いていくということも考えられますので、10%にはしてほしくないという思いです。本当に生活がかかっている人が多いということで、国保の問題もそうですけれども、消費税の問題も、一番、今生活ぎりぎり生活している人たちに対して、これ以上の負担はやめていただきたいという思いでいっぱいです。

委員長（江川慶子君）それでは、矢野委員が提案した修正については修正できないということですね。

（「はい」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことといたします。

最後に、4件目の消費税10%への増税中止を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。

ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）少子高齢化により現役世代が急なスピードで減っていく一方で高齢者はふえていきます。社会保険料など現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば一層現役世代に負担が集中することとなると思います。特定のものに負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く薄く負担する消費税が高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいのではないかなと考えますので、この意見には賛成できません。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成30年3月定例会閉会から平成30年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成30年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、3月15日以降の配付を予定しておりますので、よろしく願いいたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時03分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するた

め、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成30年3月13日(火曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	佐古 規	副委員長	坂上 昌史
	委員	文野 慎治	委員	鱧谷 陽子
	委員	二見 裕子	委員	服部 脩二
	委員	坂上 巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原 敏司	副町長	中尾 清彦
	教育長	勘六野 朗	企画部長	貝口 良夫
	企画部理事		企画部理事	
	兼シティプロモーション	明松 大介	兼財政課長	東野 秀毅
	推進課長			
	総務部長	南 和仁	総務部理事	林 利秀
	総務部理事	塩谷 義和	住民部長	藤原 伸彦
	住民部統括理事	吉田 潔	住民部理事	田中 耕二
	健康福祉部長	小山 高宏	健康福祉部理事	山本 浩義
	健康福祉部理事	山本 雅隆	健康福祉部理事	木村 直義
	都市整備部長	泉谷 徹	都市整備部理事	大西 宏
	会計管理者		上下水道部長	山戸 寛
	兼会計課長	中谷 ゆかり		
	上下水道部理事	永橋 広幸	教育次長	阪上 清隆
	教育委員会	吉田 茂昭	教育委員会	亀坂 典夫
	事務局統括理事		事務局理事	
	政策企画課長	橘 和彦	人事課長	道端 秀明
	税務課長	阪上 高寛	収納対策課長	堀口 卓也
	住民課長	山戸 由紀美	健康・いきいき	石川 節子
	介護保険・		高齢課長	
	障がい福祉課長	野原 孝美	介護保険・障が	根来 雅美
	生活福祉課長	下中 昭三	い福祉課参事	
	保険年金課長	野津 博美	保育課長	阪上 正順
	水とみどり課長	庭瀬 義浩	道路課長	山原 栄次
	生涯学習		下水道課長	山田 卓幸
	推進課長	立石 則也		
事務局	局長	北川 雄彦	書記	藤原 孝二

付議審査事件

- 議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例
- 議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 議案第12号 教育・子どもセンター条例
- 議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例

委員長（佐古員規君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（佐古員規君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案8件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長（佐古員規君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（佐古員規君）初めに、議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）手数料が下がるんですけども、何で下がるかという改正する背景と、これに関する事務は熊取町で年間どれぐらいあるのか、教えてください。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今回の手数料条例の改正につきましては、国の政令が一部改正になったことによる改正でございます。改正の内容としましては、人件費単価が現行の手数料の標準との乖離が大きくなっているということで、国が、人件費の乖離があるんでその分を下げるという改正を行われております。それにあわせてうちの条例も変更することになるんですけども、あと、この事務につきまして、熊取町ではございません。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それでは、附属機関条例の一部を改正する条例に関連して幾つか質問をさせてい

ただきたいと思うんですが、これにつきましては、会派代表質問で共産党議員団から、江川議員からも問題点を指摘しているところがございます。これにつきましては、附属機関条例の改正そのものは移管先事業者選定委員会を設置するという項目を追加するためであって、この条例改正自体がイコール西保育所の民営化ということではないわけなんです。ただ、今回スケジュール的には新年度予算、平成30年度予算の中に選定委員会の費用が盛り込まれており、そして先般、2月20日の議員全員協議会で示された方針、スケジュール予定を見ましても、第1回選定委員会を5月に開催すると。そして4月には、選定委員会の前に民営化に向けた保護者への説明が予定されているということで、30年度中に着々とスケジュールを進めて、平成31年度は1年間の引き継ぎ保育、32年から西保育所民営化移行と、移管先の新しい民間保育所での完全な保育がスタートすると、そういうふうになっているわけなんです。

結局、附属機関条例の一部改正というのは西保育所を民営化するということを前提とした条例改正であって、私どもとしては、西保育所を民営化するということについては余りにも拙速であるというふうに感じております。

12月議会で第3次行革プランが可決された折にも共産党議員団としては問題点を指摘しましたが、その折には、行革プランの中では保育所の民営化あるいは統廃合、そういったことについて検討すると、検討課題ということで書かれていたわけなんです。行革アクションプログラムを示された段階で西保育所の民営化ということで、具体的には保育所を指定して民営化をするんだということになってきたわけなんです。したがって、議会とのやりとりという点では、西保育所を具体的に民営化するという点についての議論というのは極めて不十分なままで、新年度予算での西保育所の民営化のいわば実行というスケジュールが示され、今回のこういう条例改正案も出てきているわけなんです。なぜそこまで急いで西保育所を民営化しようとするのか、その点についてのご説明をお願いします。

委員長（佐古員規君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） まず、民営化に関しましては、今、委員おっしゃられたみたいに、行革のプランの中でタイトルというか、表題としては上げさせていただいている中で、具体的な名前は出さなくても、民営化につきまして実現可能なものはないのかという検討は並行して行ってきておったところがございます。

民営化に関しまして、確かに方針、具体的なお名前を出したというのは2月の議員全員協議会が初めてになるんですけれども、これまでも過去に第4保育所、第6保育所につきましても民営化ということで、実際に実現し、今現状も保育が民間事業者で適正に行われているというような状況がございます。その中におきまして、民営化を進めるにおきまして当然行革という部分がございます。特別保育、公立保育所として担うべきところは当然あるんですけれども、民間事業者において、より多様な保育、特に、実際にこれは行うかどうか決まっておりますけれども、休日保育とか延長保育、一時預かりといったところ、限られた財源の中で、より多様化する保育事業に対応するためというところで着手していきたいと。

ただし、実現に際しましては、民営化に移行するに当たりましての準備期間というものを十分にとるといような形で、引き継ぎ期間を1年間とるといような形で進めている制度設計ということになってございます。

以上です。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 理事者側の説明は、こういうことを議論するたびにいつも、多様化する保育ニーズに対応するためとかそのような言い方をされるんですけれども、結局第3次行革プランの中に書き込まれて、その具体化として出てきたということは、やはりどう考えても主たる目的は経費削減ということですね。その点をまず確認したいと思います。

委員長（佐古員規君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）どちらがと言いましたらどちらも重要なんですけれども、民営化によって生まれてきます実際の人件費というのは、正職の分はすぐにはなくなりませんが、正職員がほかの町立保育所に回ることによって得られる臨時職員の削減の効果というのは当然でございます。

一方で、民間事業者におきましては国や府からの負担金、さらには延長保育、特別保育に関しましての補助メニューというものが財源として見込めることもございますので、一定そういったところも含めて検討してきたというところでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）経費削減が主たる目的であるということは今の答弁で明らかになったと思いますけれども、さまざまな文書の中で示されているように、国のほうが保育所を民営化しなければ財政的に大変になってしまうような、民間保育所のほうが新設に当たってもそういう補助メニューが優遇されていると、そういうふうなことなどから、今後の保育所運営の中で熊取町としても民営化せざるを得ないんだと、そういうふうな背景もあるのかとは思いますが、しかし、公立保育所がこれまで担ってきた役割というのは極めて重要なものがあるのだと私は思います。

2月20日の議員全員協議会の資料の中に、現在4カ所ある町立保育所のうち、地理的に近接している中央保育所と西保育所のいずれかを民営化する方向で比較検討した結果、学校施設に隣接している環境や、また、園庭や保育室などが広く施設の拡張性も高いことから、民間事業者の努力と柔軟な発想により、将来的により多様な保育サービスの提供が見込まれる西保育所の民営化に取り組むこととすると、こういうふうに書かれてあって、その前のところに、町立保育所は、地域における子育て支援の拠点として地域に根差した保育を実施するためには、町域にバランスよく立地することが望ましいというふうに書いてあって、バランスよく立地するという意味合いで、恐らくこれは、現在公立保育所が4カ所残っているけれども、いわば熊取中学校校区に公立保育所が2カ所残っていると。だから、中学校区に1つということで考えたら、熊中校区に中央保育所、西保育所の2つがあるというのはちょっとバランスが悪いのではないかと、そういう発想になっているのかと思うんですが、それはそういうことなんですか。

委員長（佐古員規君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、先ほど保育課長から答弁させていただきました経費削減、委員からご質問がありました行革という観点の視点でご答弁させていただいたんですけれども、確かに今回の民営化に当たりましては、一つの側面としては、厳しい本町の財政状況の中で、ここで何もしなければ、状況によっては保育サービスであるとか保育環境の低下につながる可能性もあるというふうな形で我々は認識を持ってございます。スピード感を持って検討しなければならないということもあわせて我々は並行して検討してきた状況でございます。そういった中で、西保育所、今回につきましては、委員もご存じのように、保育需要というのは年々ふえてきてございます。せんだっての会派代表質問で答弁させていただきました。やはり保護者の皆様が働きやすい環境を向上させるというのも、子育てしやすいまちとしての魅力をより一層充実させるものであるというふうに我々は十分認識をした上での今回の取り組みということで、ご理解をいただきたいと思っております。

委員からありました町立保育所の役割というのは、議員全員協議会、今、委員がおっしゃられましたように、お示しさせていただいている資料のとおりでございます。地域の子育て支援の拠点、最終的にはセーフティネットとしての役割、そういったものを町立保育所は今までも担ってきていると。これは引き続き、町立保育所としても担っていくべきだというふうに我々は思っております。

そうした中で、中学校区に2つあるからその1つをということなんですけれども、現時点では、我々は地域にバランスよく立地というところで検討してまいりました。中学校区に幾つあるとかという、そういう考えは現在は持ってございません。あくまでもバランスよく立地することが望ましいという考え方のもとに検討してきました。そういった中で、議員全員協議会の資料にもございませぬ中央、西の学校の施設に近接している環境、やはり学校の児童・生徒との交流でありますとかそ

ういった環境も、民営化した場合は拡張性もあるだろうと。また、西保育所は園庭や保育室も広いと、そういったこともございます。中央保育所をとりますと、周りが住宅地に囲まれたような状況となってございます。園庭もちょっと狭いということもございます。そういった中で、今後休日保育でありますとか長時間保育、そういったものを導入するに当たりまして、近隣住民への影響というのを我々一定は懸念いたしました。今までは7時まで、日曜は休みといったところが園児を受け入れるとなったときの環境面、そういったところも総合的に勘案した上での結論だということではご理解いただきたいと思っております。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）西保育所を民営化することで新たに、もちろんまだ事業者もわかっていない段階ですから何とも言えませんが、町として、西保育所民営化移管先を募集するに当たって新たに充実させたい保育サービス、こういうことを条件につけたいと、町立ではできていない部分としてこれをぜひやってほしいという、そういう条件は考えているんですか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）実際、事務側として考えている部分と、今後選定委員会というものが立ち上げられたときに議論は当然されていくかと思うんですけども、現時点におきましては、過去の直近で言いましたら、さくらに移管した際において要件とされておりました一時預かりであるとか夜最低8時までの保育、さらには実際に今、アトムやすみれで行われているような休日保育、さらに言えば病児保育とかそういったところも含めて、町として、今、公立としてもそうですし民間としてもできていないようなところ、こういったものも将来的にできていけばいいのかなというふうに思っております。

あと、実際に募集するときにおいて要件として含めるかどうかはまだ未定ではございますけれども、当然町立保育所が担ってきた重要な役割としましては統合保育、障がい児の受け入れというのがございますので、こういったところにつきましても条件面として組み込むかどうかというところにつきましては、できるのであれば実施していただいたいというふうに考えてございますけれども、今後の議論として、案件として、議題として進められていくものなのかなというふうに今考えてございます。

委員長（佐古員規君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）基本的な考え方は今、課長が申し上げたとおりでございます。ただ、この決定に当たりましては今回、今現在上げさせていただいている業者選定委員会、こちらで最終ご意見をいただきながら決定してまいりたいというふうに考えてございます。その途中には、冒頭委員からスケジュールをご紹介いただいたときに、4月には保護者への説明ということもおっしゃっていただきました。そういったことのご意見も含めて選定委員会で決定していきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今いろいろと条件をおっしゃっておられましたけれども、8時までの保育とか休日保育とかそういった面で、現在、熊取町は認可保育園が8カ所ある中で、8時までの保育をやっているところ、あるいはそれ以上の長時間保育をやっているアトムなどもございますが、そしてまた休日保育、そういった面で、現在民間保育所で担っている保育サービスが民間保育所を新たに1つふやさなければならぬほど需給の関係で逼迫しているというか、新たなサービス拡大が求められているというふうに認識されているんですか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、現在におきまして長時間保育、特に10時まで保育されているのがアトムとすみれの2カ所、それ以外につきましては8時までというふうになってございます。実際に年間での実利用人数というもの、これは28年度ベースですけども、アトムの10時までというものにおきまして、10時まできっちりその人数を入れているかというのはあれなんですけれども、合計で

138人、すみれで32人というような一定の需要がございます。

アトムにおきましては、個別の事案であれなんですけれども、休日保育に関しましては特に町としても強みとして、シティプロモーションとしても一つのメニューとして挙げさせていただいた経過もあると思うんですけれども、非常に需要が大きいということで人の配置も大変だというようなことも聞いてございます。すみれができたことによりまして緩和は一定されるのかなというふうなところもあったんですけれども、やっぱり地理的なところもございまして、ですので、そのちょうど中間ぐらいにも、西保育所がもし認可されるということであれば、そういった特別保育もできるというふうなところがありましたらより利便性が図られるのかなというところは、今のところ考えているところでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）10時までの長時間保育や休日保育の需要との関係で、もう一カ所民間保育所でそういうサービスができたらいというふうな議論は、それはどこでなされてきたんですか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）これは、保育課及び健康福祉部内での情報共有であったりとか、民間園との公民所長会、公立保育所と民間との園所長との会議であったりとかという、そういう意見交換の場であるとか、そういったところからのご意見を踏まえてのことでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そんな議論の中で、民間保育所からもう一カ所民営化してくれたらうちが受けるよとか、そんな声が出ているんですか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）民間園に対しては、こういう民営化の話というものは具体的には出してございませんので、今のところはそういった話はございません。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）10時までの長時間保育にしても休日保育にしても、それを実施する民間の法人の側からすれば、これはそんなに楽なことではないんですよ。結局、そこに人を配置しなければならない。それで結局は働いている人の勤務体制がかなり厳しくなってます。実際、実施している民間園の方々の苦労もお聞きしておりますけれども、新たに民営化を受けるに当たっても、移管先の事業者は物すごく努力し、苦勞して受けているわけですよ。おいそれと、はいはい、もう一カ所簡単に受けますというふうな形ではないはずなんです。それを、いとも簡単に長時間保育、休日保育の需要があるとかということでもう一カ所民営化していいものなのか、その辺はどこまで慎重に議論されているのかということが気にかかるんですが、その辺で結局、経費削減を優先しているのではないかという、そういう懸念がございます。

それと、もう一点気になっているのは障がい児の受け入れの問題なんですが、現在町立4カ所の保育所で受け入れている障がい児といいますが、障がい児加配を必要としている児童の人数というのは幾らになりますか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）トータルで直近の数字でいきましたら、全て合わせまして、町立では57名のお子様に加配が必要な児童という形で把握してございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）民間園でも一部、障がいをお持ちの方、あるいは発達におくれのある方、そういった児童を受け入れている園もあると聞いておりますが、それはどの園で、そして何名児童が在籍しているか、それもお教え願えますか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）現状把握してございますのは、アトムで2名、すみれで3名の方が、一定配慮が必要な子どもさんというふうにお聞きしております。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今数字を報告していただきましたが、民間園の場合と公立保育所の場合、障がい児の受け入れの基準というのも若干異なるかと思えますけれども、それでも結局、特別な配慮を必要とする児童の受け入れが圧倒的に公立保育所に偏っているというか、公立保育所で多数の児童を受け入れていただいているというのがただいまの答弁でわかったと思うんです。大ざっぱに言って、公立保育所では1カ所当たり14名ぐらいの児童を受け入れていると。アトムで2名、すみれ保育園で3名、その他の民間園では受け入れていないというふうな実情なんですけれども、そういう実情でありながら、西保育所を民営化することで障がい児保育、発達におくれのある児童の受け入れという面で今後心配はないのか、その辺はどうなんですか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、民間園は圧倒的に町立保育所より少ない受け入れというふうになってございます。これは、統合保育連絡会と町立保育所、民間園につきましても、委託しております関係上、町内部で実際に民間であれば委託先をあっせんする。希望も当然ございますけれども、保護者のご希望をお聞きしてというのもございます。基本的には、これまでの経過でいきましたら、加配が必要であるかどうかということで、加配が必要な子どもさんにつきましては町立保育所を優先的にご案内してきてございます経過が、こういった実績になっているというところでございます。

しかしながら、町立保育所が既に小学校区の一つということが南保育所がなくなったことで崩れております関係上、やむを得ずといたしますか、町立保育所を紹介しても民間保育所をどうしてもご希望されるというような、本来町立保育所において加配が必要というふうなお子さんがもし民間園に行かれるというようなときにおきましては、実際に加配が必要ということは町が判定しているわけでございますから、その分の補助なりのメニューを新たに作るなどして、加配の対応をさせていただくようお願いできればというふうと考えております。

ただ、新たに西保育所をもし民営化するというときに、そういった条件も、障がい児保育というものも含めて可能な限りやっていたらという形で事業者選定を行っていただければというふうと考えてございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）非常に微妙な答弁でしたけれども、今回、行革アクションプログラムの中でも、そしてまた町長の施政運営方針の中でも、西保育所を民営化すると同時に、障がい児保育を実施してくれる民間保育所に対して新たに補助金を出すというふうな、そういうメニューも追加されているわけなんです。民間保育所が障がい児保育に関して町立保育所とほぼ同等のことを実施できるという、そういう保証があるのかどうか、それが担保されているのかどうか、そこが明らかにならない限り、今回西保育所を民営化するということの影響は非常に大きいと思います。

現時点で、今の報告でもありましたように、町立保育所で57名の発達におくれのある児童を受け入れていると。その4カ所あるうちの1カ所がなくなるんです。だから、児童数の違いはあるとしても、4が3になるわけですから影響は大きいですね。その分を受け入れる民間園がどれだけふえるのか、その辺の保証が何もされていない。今の移管先の事業者選定に当たっても、障がい児の受け入れを絶対条件とするようなそういう答弁にはなっていないと思います。その辺、そんな曖昧なことでもいいのか、もう一度お答え願います。

委員長（佐古員規君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）西保育所の民営化に当たりましたの障がい児の受け入れについてでございますけれども、やはり私どもといたしましては、民営化後におきましても配慮を要する児童の保育につきましてはできるだけ継続したいというふうと考えてございます。そのためには、業者選定委員会等のご意見ということでは今先ほど課長が答弁申し上げたとおりでございます。

また、今回、引き継ぎ保育、現行の西保育所の保育の現場に新たに選定された事業者の保育士に来ていただいて、その中で保育のいろんなノウハウというんでしょうか、そういったものを継承し

ていただくというのを1年間設ける予定としてございます。そういった中でも、そういう配慮が必要な子どもへの保育、町立保育所ではこういった形で保育をしているんだといったようなノウハウも、できれば継承していくというふうな形を考えてございます。

他の民間保育所への働きかけにつきましても、町といたしましても、保護者の方々がいろんな選択肢を持てるような形で民間保育所に引き続き働きかけも行っていきたいし、必要に応じて統合保育、配慮が必要な子どもへの保育といったのも、町のノウハウを継承できるような形を何らかの形でとっていききたいというふうに考えてございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いろいろとおっしゃいましたけれども、疑問が払拭されるほどの明快なご答弁はいただけませんでした。このまま西保育所を民営化したら障がい児をお持ちの親御さんたち、保護者の方たちが路頭に迷うというふうな、そういう不安が非常に拡大すると思います。そういう面から経費削減を優先した西保育所の民営化に反対であるという、私どもの立場からしてはこの附属機関条例の改正は認められないなというふうに感じております。ほかの議員各位からもご意見をお伺いしたいところですが、私の発言はこれぐらいにしておきます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）条例の改正の内容なんですけれども、今回は西保育所の民営化ということでこの条例を提案されていると思うんです。条例の中で町立保育所の民営化になっているんですけれども、それは今後、今の町立保育所を民営化にしていこうという考えなのか、考えがあるんやったらあと何年ぐらいで民営化していこうという考えなのか、お答えください。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、条例ということで、今までは要綱設置ということでこれまでの民営化の対応は行ってきたところでございますけれども、町長の諮問的な機関ということで、今回改めて条例としてご提案させていただいているところでございます。

条例ですので、何分個別の名称というものを、要綱の時点でも具体的名前は、これまでのさくらであったりとかつばさを募集するときというのはございませんでした。そういったものに単純に做ってというような形で、こういう選定委員会の名前にさせていただいているところでございます。

ですので、今のご質問のように、ほかにも考えようによったら選定委員会を使えるのではないかという、当然そういう疑問も抱かれるかと思っておりますけれども、現状におきまして今これ以外のところを具体的に民営化するという予定とか考えというのは、この時点ではございません。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私からも質問させていただきます。

熊取町の公立の保育所は、ほかの市町村の公立の保育所に比べまして正職の数が少ないように感じるんですけれども、その辺のことは他の市町村と比べてどういう感じなのかというのはわかりませんでしょうか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）熊取町は、正規職員につきましては大体20%から25%くらいで推移しておるんですけれども、岸和田市以南では岸和田市で75%、貝塚市で70%、泉佐野市で50%、田尻町は26%と、うちとよく似ておるんです。泉南市、阪南市、岬町におきましては50%から60%くらいというふうに、以前も確認したところ、そういったデータになっております。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）70%のところと25%の正職員がそれだけのところと、コスト的にもすごく低いコストで熊取町はやっているのではないかという気がするんです。それをわざわざ民営化して、国から補助とか出るのかもしれないかもしれませんが、その辺もきちっと計算してもらって、民営化してどれだけのコストが下がるのかというのは非常に何か不思議な気がするんです。

それと今、公立保育所でも賃金が安くて先生が集まらないというふうな状況で、今回ちょっと賃金を上げられたとは聞いているんですけども、それを民間委託にしたら余計先生が集まらない状況というのは、民間保育所のほうが大変だと思うんです。すみれ保育園でも先生が集まらなかったというふうな状況を聞いたことがありますし、その辺の状況を考えましても大変な状況が起こり得るということは考え得ると思うんです。横浜市なんですけれども、先生が集まらないために認可保育所が閉園するという事態が起こっております。ほかのところへ振り分けてというふうなことで、なかなか大変な問題になっているようです。

先生が集まらないということが起こり得るということ考えた上で民間保育所にされるというふうなことなんでしょうか、その辺もお答えください。

委員長（佐古員規君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、正規職員との比率というところでございますけれども、この比率を出すとき、臨時職員の人数といいますのは、私ども延べ人数、ちょっとわかりにくいんですけども、例えば1日のうちでも午前だけの勤務とか午後だけの勤務、また早朝とか遅い時間帯の勤務とかということで、1日に何人もの保育士の方にお力をいただきながら保育所運営を行っているという状況でございます。そういったところ、延べ人数として、私ども先ほど課長が2割か25%ぐらいの正職員の率だということで答弁させていただいたんですけども、一定そういった状況もあつての率だということをご理解いただきたいと思います。1日の保育を臨時職員が1日で担っているのではないといったところも一定ご理解はいただきたいと思います。

保育士不足というところでは、今、委員からご紹介いただきましたこの4月1日より賃金を一部の保育士さんの勤務時間、一番募集が難しい1日保育に従事している保育士の単価を、忠岡町以南では、町で1番というところの水準まで改定させていただいたところでございます。民間でも全国的に保育士不足だというのは当然我々も認識してございますけれども、今回民営化によりまして、現在町立保育所に来ていただいております臨時職員、こういった方の引き続き例えば次の民間保育所で従事したいとかそういったご希望も十分私どももお聞きしながら、新しい移管先の事業者にも働きかけは行っていきたいというふうに考えてございます。

それとあと、削減費用でございますけれども、これは議員全員協議会でもお示しさせていただいておりますし、アクションプログラムでもお示しさせてもらっております。現在、西保育所の正規職員が12名おります。12名を他の町立保育所に配置変換ということでの臨時職員が12名削減ということで、3,000万円の削減という試算をさせていただいてございます。

正規職員の人件費につきましては、当然のことながら適正な配置ということで一旦は正規職員がふえますけれども、その辺は急に退職とかやめるわけにはいきませんので、これは、例えば退職の不補充であるとかそういった形で、正規職員の人員削減に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私たちがもらった別の資料では、交付金が8,000万円ほど下がるというふうなお話もあったと思うんですけども、その辺についてはどういうふうになっていますでしょうか。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事兼財政課長。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）議員全員協議会でご質問があつて、その後資料としてご提供させていただいたものの数字やと思うんですけども、地方交付税の需要額としての影響額ということで7,000万円を超える金額が出ていると。それと、民営化当初の行革のアクションプログラムの数値で、いわゆる正規の方の削減の部分しか出ていないということで、それと単純に比べれば多いように見えるかと思います。ただ、先ほど木村理事からのお話もあつたんですけども、今後、正規職員の保育士の方が定年退職等で職場を離れる場合におきまして、職員の補充等で調整することによってさらに効果額がふえていくと。正規職員の人件費を含んだ場合の効果額、その下に書かせてもらうと思うんですけども、最終的にはそこに収れんされて近づいていくのかなというこ

とで考えますと、決してそのことをもって民営化が財政的に町に対して非常に悪い影響を与えるというような考え方には、直接結びつかないかなという考えを持っております。

以上です。

委員長（佐古員規君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ということは、正規職員がだんだん少なくなっていくというふうなことはあると思うんです。そこで補充をしていかないということになりますと、やっぱり公立保育所の役割というのは、そこでの公立保育所としての人材を育てていくというのはおかしいですけども、次へ経験を伝えていくということは、公立保育所ではできていきます。でも民間保育所ですと、大体結婚すると、どうですかと言われてたり、子どもができるともうやめられてはどうですかというふうな感じで、30歳を過ぎると徐々に少なくなってきた、ほとんど40歳ぐらいでは民間の保育所では先生がいらっしゃらないというふうな状況になっていきます。だからその辺では、やはり先生の人材を育てるところでは、公立保育所の果たす役割というのは非常に大きいと思うんですよ。その辺を全部民間に任せていってしまっただけではというところからは絶対にしてはならないと思うし、本当に障がい児保育なんて1年や2年経験してわかるというものではありません。一人一人違いますから、いろんな一人一人の経験を通じて、障がい児保育はこの子にはこういうパターンだというふうなことで学習し、それをみんなで話し合うということで広げていくということは本当に大変に思いますし、子どもの発達をわかるということも、1年や2年、3年で0から6歳まで全部わかるわけがありません。

ですから、ほんまに公立の保育所の先生が長年かけて0から6歳まで育ててこられたという経験は非常に大切なものなので、安易に保育所を民営化していくということはどうかやめていただきたいと思います。意見です。

委員長（佐古員規君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）いろいろご心配な面はご指摘いただいているところでございますけれども、ご存じのように、民営化後でございますも認可保育所の運営等につきましては、これは町が管理、監督の責任を負っていくような形になります。民営化したから、よってあとは民間に全てお任せするといったことは到底ございません。必要に応じて、委員がおっしゃいました保育士の人材、保育の水準といえますか、そういったところも町立保育所の保育士が担っていくべきだろうと。一定その水準というのを維持するために、その辺は町立保育所が民間保育所と連携を図りながら一定の水準を保っていくべきだろうというふうな考えは、我々としても持っております。

そういったことも含めて、町がこれではい終わりですということは一切ございませんので、管理監督の責任はあくまでも町が担っているというところではご理解ください。お願いします。

委員長（佐古員規君） ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君） 選定委員会の設置ということで、選定委員のメンバーなんですけれども、町立保育所のほうです。委員の数が6名以内ということで、学識経験者、住民代表、町職員で構成となっておりますが、住民代表に関しましてはどういう方を入れていただけるのか、お教えてください。

委員長（佐古員規君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） あくまで予定ではございますけれども、現状におきましては、民営化を考えてございます保育所の保護者にも一定ご参画いただけるように考えてございます。

以上です。

委員長（佐古員規君） 二見委員。

委員（二見裕子君） わかりました。今通われている保護者の方の意見をしっかりと入れていただいて、本当にさまざまな今、意見が出ていますが、皆さんが納得していけるような選定委員会としていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（佐古員規君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 先ほど、住民代表ということで、民営化する保育所代表者の方にも入

っていただく。その部分につきましては、今、委員ご指摘いただきましたように、やはり我々とい
たしましては、民営化することによりまして当然のことながら先生が一斉にかわるということで、
保育環境が変わる。これは非常に大きいことだと思っております。そういったことで、やはりお
子さんでありますとか保護者の方が不安を感じないように、意見を真摯にお聞きしながら、民営化
に慎重に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたし
ます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決い
たします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件を議題といたし
ます。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）この条例改正で減免を受ける人はふえるのか減るのかというところがわからなかつ
たので、教えてください。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）この改正によって減免を受けられる方がふえるか減るかというお話なんですけ
れども、今回は地方税法の改正に伴う号ずれと文言整理に係る分ですので、現行制度をそのまま継
続するというので、特に人数に関して影響はないと考えております。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件を採
決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関す
る条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）三世代近居支援ということで、今回このような条例が新たに制定されるわけなん
ですが、恐らく、これと似たような条例を制定している自治体も多々あるかと思うんです。近隣で
は、同様の条例を制定している自治体というのは把握されていますか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）府内の転入定住促進に係る事業というのが18団体で行われておりまして、近居・同居要件を設定している団体といますか、事業としては24事業あるというふうに認識しております。ただ、こういった形で固定資産税の課税免除という形でやっているところにつきましては、高石市、貝塚市、あと泉南市の3団体でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）三世代近居等支援ということで固定資産税の減免をやっているのは高石市、貝塚市、泉南市ということのようですが、恐らく、それらの条例を参考というか研究されたと思うんです。高石市、貝塚市、泉南市の既に設定されている条例と比べると、本町の条例の特色というのは何かございますか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）先ほど申しました3市につきましては、課税免除についてはあくまでも新築住宅に係る分のみとなっております。今回本町で導入しましたのは、中古物件の取得に関しても新たに入れていたるところで本町独自の、あと、また中古住宅独自の課税免除というのは府内で初というふうな形で導入させてもらったものでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。中古住宅の取得を追加しているという点で熊取町の条例は独自性があるということのようなんですが、それはいいことかと思うんですが、実際、町内の状況を見ておりまして、駅近くで農地が宅地が変わってミニ開発が進むというふうなことが結構あるんです。なかなか中古物件の売れ行きが悪いように思うんですけども、これが中古物件の販売、中古住宅の活用につながればと思うんですが、現状、中古住宅の不動産売買等で何かつかんでいる点とかございますか。こういう点が問題点だなとか、その辺、何か把握している点があればお聞きしたいんですが。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）特に問題点というところまでは税務課では把握しておらないんですけども、年間150件ぐらい売買という形で登記が動いているということは確認できております。特に問題点というところまでは、うちのほうにまで情報は入ってきておりません。

委員長（佐古員規君）明松企画部理事兼シティプロモーション推進課長。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）中古物件につきましては、我々宅建協会泉州支部とよく打ち合わせ、ヒアリングをさせていただくんですが、逆に宅建協会のほうからは、熊取町については物件、中古、新築も含めて非常に回りがいいということで、高評価は受けてございます。ただ、比較的近隣に比べたら、泉州支部管内やと思うんですけども、に関しては熊取町は良好ということで伺ってございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の件を議題いたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(佐古員規君)次に、議案第12号 教育・子どもセンター条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)子どもセンターを工事するのは10月からというふうな感じで、貸し館に移るという感じなんですけれども、10月までの間についてはどういうふうにするのかということと……どこかをふやすということはないんですね。今行っていらっしゃる方はどちらかへ行かれるというふうなことは、協議はしていただけるんですか、どこかありますかというような話とか。

委員長(佐古員規君)立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(立石則也君)町民会館分館につきましては4月から9月30日まで使えますので、9月30日に供用を廃止しまして10月1日から教育・子どもセンターへ移転するというところでございます。使用者につきましては不便をおかけするということとはございません。

以上でございます。

委員長(佐古員規君)ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)今回の条例改正の中身というよりも、もともとの条例がこうなっていたと思うんですが、時間帯の設定のことなんですけれども、これは、次の町民会館条例の改正でも同じことなんです。利用時間の設定が、午後3時から午後5時までという時間帯がございます。間1時間あって、その次の夜の時間設定が午後6時から午後9時までと。利用者の声としまして、3時から5時でちょっと使い勝手が悪いというふうなことも聞いたことがありますし、これに関しては、使用時間を延長したときは延長時間1時間につき使用料の3割に相当する額を徴収するというふうな規定もありますので、実際には多分午後6時まで使うことができるのかなと思うんですが、その辺の対応はどうなっていますか。

委員長(佐古員規君)立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(立石則也君)平成25年4月に町民会館分館が開館したときに使用者の意見をお聞きしまして、ここにありますように午後1時から午後3時、午後3時から午後5時という枠になりました。今回につきましても町民会館分館同様の時間設定にしております。ただし、今、委員がおっしゃられましたように、延長時間を午後5時から6時、1時間延長できますし、午前9時から正午からも1時間延長することができます。

以上でございます。

委員長(佐古員規君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)それは、利用する最初から多分3時間ぐらいは必要だろうなというときに、午後6時まで使えますよということで申し込むことはできるんですか。それとも、午後5時までの申し込みで申し込んでおいて、後で延長分を払うと、そんな格好になるんですか。

委員長(佐古員規君)立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(立石則也君)3時から5時での1時間延長という場合に関しましては、事前にいただくということになります。急に延長したいということになりましたら、またそのときはその場で、

公民館で受け付けになるんですが、うちから連絡して延長するという形になります。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第12号 教育・子どもセンター条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）さっきの鯉谷委員と同じことなのかもしれないですけど、ちょっとわからなかったのので、町民会館の分館がなくなったら、今利用している人らは必ずどこか町の施設で活動されるということをごどこかで吸収できるということによろしいですか。

委員長（佐古員規君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）会議室と体育室をご利用されている方につきましては教育・子どもセンターをご利用していただくということです。残りの例えば茶道室、華道室をご利用の方につきましては公民館の茶道室、華道室、和室をご利用していただくということでございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）その部分で今使っている時間より少なくなるとか、そういうことはないということですよ。

委員長（佐古員規君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）そういったことはございません。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）11ページなんですけれども、障がい児通所給付費負担金というのが2,590万7,000円ですか、下がっているんです。通所している子どもが減ったということなんですか。通所施設について、大変な状況にならへんのかなというのを心配するんですけども、そういうことはない

ですか。

委員長（佐古員規君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）こちらの障がい児通所給付費の国の分と、下の欄に大阪府からの給付負担金というのがあるんですけども、こちらは歳出の17ページの障がい児通所給付費の負担金になっておりまして、国が2分の1、府が4分の1となっております。障がい児通所給付費も5,100万円ほど減額させていただいておりますけれども、こちらは当初予算を組ませていただきますときに、28年度の年度途中で当初予算を組んでいくんですけども、28年度の決算見込みを出しまして27年度と28年度の給付費の比較をさせていただいて、それと同様ぐらいに給付が伸びていくだろうというところで予算を計上させていただいたんです。実際のところ、給付のほうは伸びておるんですけども、想定したよりも伸びなかったということがありまして減額をさせていただいているもので、通っている人が通わなくなったとかではなくて、給付は伸びているんですけども給付の伸び率が予想よりも伸びなかったということで、減額をさせていただいているものでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）11ページの河川災害復旧費負担金で、これは見出川やと思うんですけども、ブルーシートがまだかかっていたと思うんです。完了はいつですか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、業者はもう決定しておりまして、現地も立ち会いしております。一応、契約工期を7月まで今とっておりますので、その工期内での完了を目指して工事を実施していると思っております。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）4ページ、繰越明許費補正で07番、熊取駅西整備事業、年度内完了の見込みがないということで繰り越しということなんですけれども、また新年度予算での議論というか、その糧にもなりますので、今年度の泉佐野市との状況も含めて、この事業の今時点どういう議論の経過の中でこうなっているというようなこともまとめてご答弁いただけたら。よろしくお願いします。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）まず、今ご指摘いただきました繰越明許費の駅西整備事業で720万1,000円の分につきましては、現在、議員の皆様にもご説明させていただきましたとおり、30年度の6月ぐらいをめどに駅西に係る都市計画の変更を予定してございます。予定で6月に都市計画変更を行った後に補助金事業として認可を受ける必要がございますので、都市計画変更後すぐ認可の取得に入っていきたいというふうに考えてございます。

あと、一応、認可取得で約3カ月というふうに大阪府からも説明を受けてございますので、おおむね9月ぐらいに事業認可を取得する予定でございます。認可取得後すぐ交付金の申請を行いまして、まず支障となる物件の調査、あと土地の鑑定等を実施したいというふうに考えてございます。

なお、この繰り越しさせていただきまして720万円の分につきましては、6月、都市計画変更すぐに認可取得をする際に認可図書というのが必要になってございますので、その認可図書の作成業務として720万円を執行させていただきまして、予算は繰り越しさせていただきます。現在もう作業中ということになってございます。ただ、6月までですと、新年度予算ですとちょっと工期が間に合いませんので、今年度分の予算を使わせていただいて執行させていただいて、繰り越しさせていただくということになってございます。今のところ、事業の予定というのはそういうところです。

以上です。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）4ページの内容は今のわかりました。

泉佐野市側と、特に今年度、部分的にはご報告もあったかと思うんですが、今の現状でこうなっ

ている、あるいは泉佐野市との協議の中でここがちょっと問題になっているとか、そういうような点がもしあれば教えていただきたいです。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）一応、都市計画変更をさせていただくことによりまして、当初予定よりも若干おくれというのは生じてございまして、今のところ32年度完成を目指して作業を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。ただ、泉佐野市も、交付金の関係とかもございまして若干のおくれは生じているというふうに聞いてございますので、泉佐野市のほうが先行して事業を進められるであろうと思っておりますが、若干のおくれはあるということに聞いてございます。できるだけ、熊取町のほうもおくれを取り戻すべく努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）17ページの町内循環バス運行補助金でマイナスになっているんですけども、執行見込みの説明をお願いします。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）町内循環バス運行補助金としまして当初4,723万8,000円を計上してございましたが、現在、運行費補助金として3,961万1,000円を交付決定してございます。一応交付決定額以内での執行見込みとなつてございますので、残金の700万円を減額補正させていただくものでございます。

執行見込みの中身ですが、南海から提示されていますのが運行費として4,281万2,000円ということになってございます。あと、収入見込みとしまして318万1,000円を見込んでございまして、その差し引き3,963万1,000円が運行費補助の内訳ということになってございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）13ページのところで、今回、繰入金の部分でくまとりふるさと応援基金繰入金7,000万円ということで、これまでになく大きな金額をふるさと応援基金から繰り入れるということなんですが、それだけふるさと応援基金がたくさんたまっているから活用しようということだと思います。いいことかと思うんですが、この7,000万円については具体的にどう活用されるのか、その辺お教え願えますか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘和彦君）今回の繰入金に関しましては、28年度寄附が急激に伸びて、その使い方自身で基本的には協働、それ以外の指定のある部分も金額が少ないときは、その年度に例えば備品を購入したりとかして対応しておりましたが、金額が大きくなった関係もありまして、一旦基金に積み立てた上で整理して活用していこうという形にしておりました。28年度、指定のあった寄附、主には子育て・教育が多かったんですけども、その他細かいもろもろもございまして、それを基金を取り崩して繰り入れして、29年度の事業の予算に充当していきたいという形での予算になっております。

先ほど言いました指定が主に子育て・教育ということでございますので、今回、充当先として小学校の学校給食、この運営の経費に7,000万円、全額ではございませんが、主に充当していきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この部分については、あらかじめ子育て・教育で指定のあった部分をここでまとめて活用すると、そういう理解でよろしいんですね。わかりました。

新年度予算でもこういった基金の活用というのは出ていたかと思えますけれども、今後は指定のない分についても大いに基金を活用していくと、そういう方針になっているのでしょうか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）お見込みのとおりでございます。30年度予算でも2億円という形で繰り入れを考えておりますが、主には、指定のある部分は指定に活用、また指定のない、いわゆる町長お任せというコースもございます。そのあたりはそういった既存の事業ないしは、当然それを財源として何か取り組むべきことがあれば、その基金を充当していくという形で考えております。ただ、主に基本的には教育・子育て、そういったところに重点的に寄附を活用していきたいというふうに考えております。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）現時点でのふるさと応援基金の状況というのはどうなんですか。ピークがあつてちょっと下がってきているのか、それとも一定の水準を維持しているのか、寄附の入り方の状況というのはどうですか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）寄附の状況としましては、28年度に約4億円という寄附を頂戴しております。今年度に関しても現時点で約3億2,000万円程度まで来ております。一定、昨年よりは少し下がってはございますが、総務省の指摘で割合を下げたりとかいろいろした関係もあるかと思えます。ただ、行革の見込みでも一定3億円を今後も一応設定している部分というのは、今年度の寄附の状況を見て3億円程度はいただけるのかな。当然ふやしていくのはまた我々の努力でございますけれども、そういったところで、28、29を比較すると下がった部分はございますが、一定の3億円程度の寄附は今後も見込めるのではないかというふうに想定しております。

あと、基金の繰り入れ状況は、当然、いただいた寄附から謝礼品とか割合を除いた分という形で基金の積み上げがございまして、28年度末で約3億9,000万円程度でございます。それを一旦今年度、29年度の先ほどの補正で7,000万円程度切り崩したりします。それを含めまして、29年度末で先ほど言いました3億2,000万円、今後も多少はあろうかと思えます。そこから経費を除いて、今のところ見込みで大体5億3,000万円ないしは5億4,000万円ぐらいが29年度末の基金の積み立て残高になろうかと思えます。

また今後、予算委員会でもご質問があるかもしれませんが、2億円の取り崩しということで、来年、5億円から取り崩して、またいろいろ活用していきたいというふうに見込んでおります。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）13ページの土地売払収入、これ、場所はどこですか。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）場所的には点在してございます。筆数でいきますと18筆、面積でいきますと627.65平方メートルで、535万1,361円というふうになってございます。

場所の説明はどうさせていただきますでしょうか。わかりました。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）17ページの一番上なんですけれども、退職金手当なんです。早期3名、自己都合3名で6名とお聞きしたんですけれども、この方たちにかわる採用というのはどうなりますか。お答えいただけませんかでしょうか。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）早期3人、自己都合3人の分と、あと定年とかもございまして、必ずしも早期3人、自己都合3人に対してこの人数というものはございせんが、来年度の採用予定者数は8名ということでございます。

それで、今年度の退職者数の延べ人数、全員でございましてけれども、定年が5人、早期が3人、それと今回の自己都合で3人、これが当初予算と3月補正予算として上げさせていただいているものでございます。それと、後ほどまた後日追加補正という形でお願いすることになると思うんです

けれども、さらに1名、それから退職手当の払う必要のない方というのは派遣の方とかもいらっしゃると思いますので、そういう方も含めて3人、合計で今のところ15人退職予定でございます。これに対して8名を採用するというので説明させていただいてございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで、総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時29分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

佐古員規

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 平成30年3月9日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	阪口 均	副委員 長	河合 弘樹
	委員	重光 俊則	委員	浦川 佳浩
	委員	渡辺 豊子	委員	矢野 正憲
	委員	江川 慶子	議長	坂上 巳生男

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	中尾 清彦
	教育 長	勘六野 朗	企画部長	貝口 良夫
	企画部理事 兼シティプロモーション 推進課長	明松 大介	企画部理事 兼財政課長	東野 秀毅
	総務部長	南 和仁	総務部理事	林 利秀
	住民部長	藤原 伸彦	住民部統括理事	吉田 潔
	健康福祉部長	小山 高宏	健康福祉部理事	山本 雅隆
	都市整備部長	泉谷 徹	都市整備部理事	大西 宏
	会計管理者 兼会計課長	中谷 ゆかり	上下水道部長	山戸 寛
	上下水道部理事	永橋 広幸	教育次長	阪上 清隆
	教育委員会 事務局統括理事	吉田 茂昭	政策企画課長	橘 和彦
	人事課長	道端 秀明	環境課長	島尾 学
	介護保険・ 障がい福祉課長	野原 孝美	介護保険・ 障がい福祉課 参事	根来 雅美
	保険年金課長	野津 博美	道路課長	山原 栄次
	水とみどり課長	庭瀬 義浩	上水道課長	大西 順二
	下水道課長	山田 卓幸		
	紹介議員	文野 慎治	鱧谷 陽子	
	請願者	大浦 正義	辻まち子	
事務局 局長		北川 雄彦	書 記	藤原 孝二

付議審査事件

- 請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願
- 議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて
- 議案第15号 町道路線認定について
- 議案第16号 町道路線認定及び廃止について

- 議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）
議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）

委員長（阪口 均君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（阪口 均君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件の請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願代表者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっておりますので、10分経過時点で中止していただきます。よろしくお祈りいたします。

大浦請願代表者、お願いします。

請願代表者（大浦正義君）くまとり社保協の大浦と申します。

事前に資料を大きなページのやつを3枚と、それから熊取町が大阪府にこの国保問題について公式の意見表明をやっております。その分をBとして5枚提示しております。全体で43ページあるんですけども、熊取町だけのものをコピーしております。

では、まず最初に資料を簡単にご紹介したいと思います。

大きなほうの1枚目は、今度の大阪府の統一保険料で何がどう変わるかということに関連して、一番住民にとって身近な保険料がどうなるんやということを示しております。2016年に大幅な値上げがあって、払えないという方がたくさん出ました。それが今度、一旦去年は下がって今年度はどうなるかという数字ですけども、大幅に値上げしたときは、低所得者の保険料率は9.8%ほど上がっております。全体で10%以上上がったと説明されておりますけれども、今回は6%上がっていることとなります。

熊取町の右端の上のほうに、一体どういう世帯が熊取町の国保加入者なのかという数字を、この間の議会で傍聴したときに数字を拾って入れております。6,200世帯、ゼロから100万円未満が55.5%、100万円から200万円が25.6%、低所得者と貧困者が80%を占めるようになっております。世帯別で見ると、ひとり世帯が3,016名、比率が48.6%、そして65歳以上の人が1,576名という実態で、年金生活者が爪に火をともしような暮らしぶりをしておると。それから、母子家庭、父子家庭の皆さんは、非正規労働者として子どもの世話もせなあかんということで、大変な苦勞をしておるといのがこの数字から読み取ることができるのではないかと思います。

請願文書そのものは、皆さんに既にご理解いただいていると思いますので、それはさておき、次のページの資料1、これが大阪府が全体に示した資料です。この資料の数値がどれだけ上がったかというのが1枚目のページのDの左端下にパーセンテージで0.44%、それから均等割で6,309円、平等割、世帯割で6,796円の値上がりになります。ですから、低所得者ほど値上がり率が高くなるということを示しております。

そして、大阪府がどんな特徴を持つ内容をやっているかと言いますと、算定の前提ということで、国から示された係数に基づいて保険料率を計算する。主な算定条件として幾つかずっと挙げておりますけれども、ほかの都道府県は大多数が従来どおりのやり方で保険料算定を、基準を示して、そして市町村がまた独自に基準を出して、その保険料を乗せるという形になっております。

ところが、大阪府と広島県、奈良県、滋賀県、この4県だけが大阪方式ということで、強引な統一を進めようとしています。

2番目のところで、保険料が統一保険料になるよう、市町村ごとの医療費水準を反映しないということを行っています。これが非常に深刻な問題です。大阪府の第三次医療圏、泉州ですね。ここには大規模病院がない。中規模、350から400名規模の病院が3つあるだけです。しかも、南海トラフの大地震が起こったときに、りんくう総合医療センターは埋立地ですから液状化します。それから、第二阪和国道より海側の岸和田徳洲会病院は、アクセスが非常に困難になります。まあ何とか行けるとは違うかというのは岸和田市民病院だけになるんですね。

そういうことを考えると、医療費をちゃんと保険料に計算入れて、医療水準をどう平準化していくのか。泉州にも600、700名規模のしっかりした大病院をつくるのが、いわば最優先課題なんですね。ですから、そういうところにまず目をつけるべきであって、医療水準だけを見るというのはとんでもない誤りだと思います。

それから、その次に保険料算定方式、これもちょっとややこしいんですけども、市町村の大多数は、均等割は7対3で分けていたものを、一方的に6対4にしていると。これも熊取町が意見書で、こんなもの急にやるのはおかしいと違うん、全体の傾向をちゃんと分析してほしいということの要望書を上げています。

それから、非常に深刻な問題は、今年度から追加される1,700億円、国が市町村、都道府県におろす1,700億円のうち普通調整交付金、特別調整交付金などから960億円は投入すると。しかし、740億円は大阪府が管理しますよと。激変緩和措置や保険者努力等740億円は算入しないということを行っているんですね。ですから、この740億円が大阪府の割と自由に使える、采配できるお金になります。ですから、今度市町村のやつを、大阪府が全体を掌握してやるという危険な状態が起こるわけです。

熊取町の行政と対応と影響ということで言いますと、しっかりした意見をたくさん出しています。23項目を例示させていただいていますけれども、ところがこの間の運協や先日の議員全員協議会では、熊取町の藤原町長が大阪府に出した意見というのは一言も説明されていないんですね。広く一般的な話だけやって、熊取町の職員がどれだけいろいろ考えて、それを町長が大阪府に意見として上げているんですね。ところが、全くそれは議会にも、運協にも反映されていない。藤原町長は深刻な問題を抱えていると。いわば事実上の二枚舌、よらしむべし、知らしむべからずという前近代的、非民主的な態度を貫いたということが、やっぱり非常に大きな問題だと思います。

採択を通じて、熊取町がちゃんと意見を持っているんやということを町民に知らせてほしいんですね。そのことが住民自治を守る上で非常に大事な問題だと思っております。二代表制の議会が、そういうイニシアチブを発揮してほしいということをお願いしたいと思います。

委員長（阪口 均君）辻請願代表者。

請願代表者（辻まち子君）同じく社保協の辻まち子といいます。よろしく申し上げます。

私は今まで国保について、熊取町と懇談させていただいて、本当に丁寧な説明をしていただいて、熊取町ってすごいなというふうに感じてきました。

現在、私は子どもレストランをやっているのですが、その中で感じることは、先日インフルエンザがとてはやりました。南小学校も、東小学校も学校閉鎖までになりました。北小学校は、割と大丈夫なんですよ。来た子どもたちに聞いてみると、予防接種を受けていないという子どもたちがとても多かったです。南小学校校区。それで、私は北小学校校区に住んでいますので、集団登校の子どもたちとかに大丈夫と言うと、だって予防注射を打っているもんという声が多いんですよ。ここ

にもすごく今言われている貧困の格差というものがあるんだなということを感じました。子どもたちが食事に、きのうもすごく大雨だったんですが、46名の方が参加してくれました。そういう中で声を聞きますと、すごく生活が大変だと、とてもありがたいんだという声を聞きます。病院に行くのも大変だという声も聞きます。やっぱり私たちがこの生きづらさを感じているのは何なのかというのは、やっぱり生活が苦しいんだと。国保料を上げないでほしいという願いが……。

委員長（阪口 均君）辻さん、時間がまいりましたので、そろそろまとめてください。一言でまとめてください。

請願代表者（辻まち子君）わかりました。

ぜひ考えてほしいなということを切に思います。よろしくお願いします。

委員長（阪口 均君）大浦請願代表者。

請願代表者（大浦正義君）最後に一言。

この資料の207番を見ていただきたい。これは請願書で引用していない分ですけれど、こういうふうには言っています。「これまで開催された調整会議及び同会議の下のワーキング・グループでの検討の過程や経過についてはなかなか情報が得られず、メンバー外の市町村の情報収集方法が独自のルートによるものとなっています。今後は、検討内容や経過、会議の進捗状況などの情報提供の方法について、府内市町村が情報共有できるような仕組みを是非とも提供いただきたい。」と。

それに対する大阪府の回答を見てください。右側に出ています。「国保運営方針の検討状況は、これまでも大阪府市長会・町村長会に適宜報告するとともに、市町村国保主管課長会議やブロック会議などにおいて情報提供してまいりました。全市町村で検討状況の共有が図られるよう情報提供に努めてまいります。」というふうには言っているんですね。

ところが、前のほうではやっていないということをはっきり言っています。ですから、大阪府の二枚舌、これもやっぱり大問題だというふうに思います。

委員長（阪口 均君）以上で、請願代表者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願代表者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）今、都道府県化の大阪方式についての請願というのが説明されたんですけれども、この趣旨は1番と2番が主体的なところで、他の大多数の同じように強引な大阪方式を中止することということと、それから所得の低い人に対する公費負担の拡充を要請することということとで言われていると思うんですけれども、今回の大阪府の対応が6年間経過措置を置いて、本当に統一されていないところがたくさんあるにもかかわらずやれているというところが一番大きなところであって、先ほど言った二枚舌どうのこうのということよりも、基本的にそういうところが問題であると、1、2が請願の趣旨ですよ。

それから、一番最後、それによって今度30年度、熊取町が保険料を定めることになるんですけれども、自主的に対応しないといけないところがあるんですよ。軽減措置は各自自治体がどうするかを計画出して、大阪府と協議してくださいということになっているわけなんですけれども、そういうところで、その部分をかなり縛られた状況で熊取町は保険料を定めていかなあかんところがあるんですよ。そういうところで、1番と2番というのは、非常に大阪府のやり方は今の状態でおかしいというのは全ての自治体もそう思っているところがありますよね。そういうところをこの請願として強く言っているということがあって、3番目のやっぱり自主的に対応して激変緩和措置を活用するということはよくわかるんですけれども、保険料を値上げしないことというのは希望としてはわかるんですけれども、熊取町として計算したら、せざるを得ないところがあるんですよ。その辺についてはどうお考えでしょうか。

委員長（阪口 均君）大浦請願代表者。

請願代表者（大浦正義君）激変緩和措置というのは、激変しますよと、もっとしんどくなりますよと、町民、府民が大変なことになりますよと。だから、6年間の激変緩和措置を設けて、少しずつ痛みを押しつけますよとこういう作戦なんですよ。それを私たちとしてはやっぱりとめてほしいという

のが一番の願いです。

ただ、熊取町もいろいろ縛りがかかっている、全面的に、完全にストップするというのは非常に難しいやろうと思うんですね。ですから、この6%値上げすると。そしたら、1%ずつ上げていって、それで6年間で全部目標を達成するかということ実はそうではなくて、1%ずつ上げていっても、もっと上げなアカンような事情が出てくるんですね。だから、今回できれば1%以内、小さく抑えると。何で小さく抑えるんかという趣旨を、やっぱり大阪府に言うてほしいと。なぜ小さく抑えるかということは、今後、全体の計画にやっぱりブレーキをかけるんやと、そういう趣旨を議会として積極的に示していただければ、大阪府も熊取町からこんな意見がちゃんと来ているということは知っているわけですからね。熊取町は住民に対して二枚舌を使っているんじゃないで、議会はちゃんとそういう状況を把握して、できるだけ抑えるように努力したと。負担がこの6%も一遍に上がるということはあるんじゃないやという方向を示していただければ、かなり納得できる部分があると思います。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）もう一件だけですね。今度の30年度の国保料が高くなるというのは、大阪府が28年度の実績をベースにやっているんですね。熊取町は、原課は3年間の平均値を使ってくれと言っているにもかかわらず、熊取町の保険料が一番高くなった28年度の値をやるから当然保険料は高くなってくるはずなんですね。そういうところは、本当に大阪府はめちゃくちゃこのやり方をやっているんですよ。それでも方式が決まったら、熊取町は計算せざるを得ないから、そのもとを変えないといけないというところがあるんですよ。

それで、やっぱり3番目のところは、熊取町はどうしても計算したらそうせざるを得ないけれども、できるだけどれだけ実際には使用して対応できるかということになるんですけども、さっき言われた大阪府が激変緩和措置の金を持っているのに、それを見ながら小出ししていこうかというなものがありますよね。だから、まず各自治体がこの保険料を抑えるためにどんな激変緩和措置をするか計画を出してくださいと、それによって大阪府は考えてみますというような考え方になっていて、ちゃんと大阪府がその部分をカバーしますということを熊取町に対して回答していないんですよ。だから、そういうところを踏まえて、熊取町は原課は頑張ろうとしているけれども、頑張れないところがあるんですよ。そこら辺を、そこでお金があればできるところはあるんですけども、厳しいところは、ないところはありますよね。

だから、やっぱりその根本は、国と府が国保料の制度を変えていかなアカンところが主眼であって、町が自主財源を使ってやってくれという気持ちはわかりますけれども、そののところよりもっと国保の問題は国・府のところにあるということをやったり前提で、熊取町が23項目も出して、もうけんもほろろの回答ばかりで、町自身は頑張ってもどうしようも対応できないところがありますよね。その辺を踏まえた上で、この請願を出されていると思うんです。この3番目のところは、やはりもうちょっと原課は頑張っているところがあるということだけれど、できるだけ抑えるべきやという主張ということで何とか対応せなアカンと思っているんですけどね。やっぱり主眼は1、2番というところは、そこをもっと強くやっていただいたほうがいいのかなと希望するんですよ。どうでしょうか。

委員長（阪口 均君）大浦請願代表者。

請願代表者（大浦正義君）国保については、大阪府は12、3年前まで35億円ほど大阪府が支援を出していたんです。それがこの12年ほどの間に10億円足らなくなっていますねん。だから、大阪府は今度のこの回答文書の中でも、これは国の仕事やと言うて、完全に自分ら知らん顔していますねん。これやっぱりおかしいやろうと。

他の市町村では法定外繰入をかなりやっているんやけれど、熊取町は200万円とか、300万円とか、5年前には900万円ぐらいやっていました。ですから、町としてできるぎりぎりの努力をやっぱりやってほしいと。議会がその先頭に立ってほしいというふうをお願いしたいと思います。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、請願代表者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて委員皆様のご意見並びにご質問を賜ります。

ご意見・ご質問はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）まず1点目に、議長にお願いがあるんですけども、このきょう出された資料、事前に請願者の方は提出されているんですが、委員の人は実際に今、手元にあって、今、見ているんですね。ですので、町の出している市町村からの意見という府の資料ですね。これがホームページにアップされているので、関心のある議員さんは自分でみずから調べて見られていると思うんですが、それを全く見ていない方は、今、座ってから資料を見ている状態なので、中身の精査というのができていないと思うんです。ですので、これはお願いなんですけれども、もう少し会議、席に着いてから見る資料ではなくて、事前に見て読み込んでから、この委員会に参加できるようにしてほしいというのが、議会としての要望としてまずお願いしたいと思っております。

それで、国保についてはこの間、私もいろいろ質問させていただきました。町のほうが、この23項目にわたって大阪府へ姿勢を示しているという、これはホームページにアップされているということでは、全国どこからでも町の姿勢というものが示されているわけなんです。そういう部分では、やはり議会もしっかりした姿勢を今示さなければ、統一してからこのことはもう絶対言えないことですので、住民さんからこれだけの資料を調べて出されているという、この資料をもとに要望を出されたことに対して、議会のほうもこの請願については真摯に受け入れ、ぜひ請願可決に賛同していただきたいなと思います。

委員長（阪口 均君）ほかにありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）これ議論でいいんですよ。この委員の中の議論でよろしいんですね。

委員長（阪口 均君）はい。重光委員。

委員（重光俊則君）今、請願が出されておりますけれども、その請願の説明資料の中に、熊取町が大阪府に対して23の質問を出しております。その中で私たちがやはり認識しておかないとあかんの、熊取町の187番ですけども、これは「平成30年4月1日で統一される項目はわずかであり、大部分は統一されないこととなっています。6年間というあまり例のない長期の経過措置期間の設定は、この制度の理想と現実の差が大きすぎることを図らずも明示してしまっていると言わざるを得ません。」ということで、下のほうですね。「それを元に、統一に向けて、個別に期限の設定を行うなど、細やかな進捗管理を行うべきであり、全てを一律6年間と設定するのではなく、出来るものから早期に着手していくべきであると考えます。」ということを書いていて、府の回答は右側の下のほうで「6年間の激変緩和期間中に、激変緩和計画の計画を定めていただいた上で、その取扱いとを各市町村の判断に委ねること」結局、大阪府は主体的に激変緩和について余り関与しないようなことを明言しているんですね。これも非常に重要、この請願が出てきた背景として重要なところで、それから、190番で「交付分の補填方法」下のほうですね。「現時点でどのような「特別な事情」がどのような例か不明であり、現時点で想定される事情を明記いただくとともに、交付実績についても個々のケースごとの府の判断の経過も明らかにし、「見える化」を実施していただきたい。」ということですけども「運用についての詳細は、今後「府・市町村国保広域化調整会議」において検討することとしています」という、前向きな回答ではないんですね。

それと、194番はインセンティブのことを言っているわけです。このインセンティブについては、熊取町は非常に高い収納率を上げているんですけども、それが十分加味されていないじゃないかということも言っているんですけども、そこに対しても一番下に、これも詭弁なんですけれども下から2段目、府の回答に「今般の制度改革においては、都道府県単位で国保制度を運営することにより、これまでの市町村における被保険者相互の支え合いの仕組みに、市町村相互の支え合いの仕組みが加わり、府内全体で負担を分かち合うことになるものであり、ご理解いただきたい」という、

まさに詭弁としか言えないような状況で、一所懸命収納率を頑張っているところに対してそのインセンティブを与えないようなものを、これを堂々とやろうとしているとは、これは全国でもおかしな制度やと思います。

それから、195番ですね。府が実施する激変緩和措置の内容ということですが、その3行目ですね。「また、平成28年度を基準にするのではなく、過去3年間の平均を取るなど検討を求めます。」と。これ熊取町にとって28年度が一番高い保険料の計算値になるんですよ。それで29年は下げて、27年も下がっているんですね。そういうところを全然加味しないでやっているの、それに対する回答は緩和措置の一番下ですね。やっぱり「激変緩和の実施方法の詳細については、内容を確定次第、各市町村にお知らせすることとしています。」ということで、内容を確定次第ということで、本当に府がどれだけのお金を激変緩和に使っていくかというのは全然示されていないというような状況もあって、また幾つかいっぱいいろんなところで問題点をまさに的確に熊取町は把握してやっているんですね。その状況で熊取町が原課が頑張っているところを応援する意味では、この請願を議員全員が理解することが必要なと思います。1番、2番はやはり国・府にちゃんと要求するということが重要なことと思う。3番目は、今回、この6年間激変緩和を含めて、どういう保険料にするかというのは、各市町村に委ねられているところがあるんですよ。そういうところを踏まえて、熊取町ができるところはどこまでかなというのは考える必要があるということで、国保料を値上げしないことということになるのは、ちょっと厳しいところがあると思うんですが、やはりこの請願の趣旨を各議員は理解して、やっぱりちゃんと大阪府がおかしなことをやっているという認識は全員がしないと、全国でも笑いものになるような制度になっていると思うんやね。その辺を、今度、別に意見書等が出されるようなところがありますけれども、それを踏まえて、この請願自体は、賛成、反対は若干そういうところがあるとしても、熊取町として非常におかしな大阪府の制度の中でこれが決まってスタートしようとしているということを議員全員が認識して、この請願に対する態度とか、あとで出る意見書等に対する態度を考えて示していただきたいというのが、私の意見でございます。

委員長（阪口 均君）ほかにありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）私はこの請願に対して、申しわけないんですが採択できない態度でございます。

1番、2番、3番と趣旨があるんですけども、要するに、この4月実施を延期・中止というふうに、もとはそれやと思うんですね。統一、都道府県化、国のほうは平成27年にもう都道府県化するという方向で法律が決まっています。その中で、大阪府は先に都道府県化を30年度から実施するわけなんですけど、その意図というところは、やっぱりどこに住んでいても同じ所得であるならば、同じ世帯構成であるならば保険料を統一したいというその思いは、私はそれは全然間違っていないと思うんです。住んでいるところが違うかって、何で保険料が違うんやと、病院に行って払うお金は1割、2割と国で定められたそれが決まっているのに、何で住んでいるところによって違うんやと、それを統一したいというのはそのとおりだと思うんです。

それと合わせて、あとインセンティブにつきましても熊取町のように努力している、タピオ体操とかいろいろやったりとか、健康づくり、またいろいろ収納率も上げている、そういうところにはちゃんとインセンティブもつけてやりますよというところの条件もちゃんと大阪府の国民健康保険制度についてということで、大阪府のつくった資料等をいただいているんですけども、こういうものを見たときに、その中で熊取町はずっと赤字をせずに国保財政の運営をしてきています。本当にひどいところは、松原市なんかはずごい赤字を出しているんですね。だから、そういうところと違って、熊取町はちゃんと黒字で、先ほども行政は一所懸命やってくれていると言っていました、本当にそういう思いで運営してくれています。その中で、熊取町としては保険料を示していただいた中では、試算された中では保険料も下がるというふうになっておりますので、全然私はこの統一されることについては問題ないというふうに認識しておりますので、この大きな請願の趣旨としては、いろいろと理由を挙げてくれていますが、都道府県化の中止ということが主に主点になってい

と思いますので、申しわけないですが、私自身、うちの会派といたしましては賛成できない立場でございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）先ほど都道府県化反対という趣旨の請願だとおっしゃられたように感じたんですが、これは都道府県化に対しての反対の請願ではありません。大阪方式についての請願です。大阪方式の統一保険料について延期・中止すること、これは、実際にはできずに6年間の激変緩和措置が行われたということなんです、この意図というのは統一保険料、大阪方式についての要望だということ、認識をしていただけたらと思います。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）もちろんそのほうですね。統一方式に行こうとしているのは、もう全国それで行こうとしている。ただ大阪方式になっているか、なっていないかというので、4県しか大阪方式に賛同していない。そういうことも理解して、都道府県化にするというのは大体わかっています。全国同じ保険料にしましょうと。ただ、今回大阪府が決めたやつは、6年間激変緩和等を加味してやりなさい。だから、6年間、大阪市なんかはどんどん自分ところの金があるから、保険料を下げるために金を使うんですよ。それなのに、熊取町はまともにやっているから高い保険料を払わされる。それで大阪市とか、財政をどんどんつぎ込んでいるところは保険料が下がるわけです。そういう状態に、全く平等でない状況でスタートしようとしている。するんであれば、最初から全ての住民が同じ負担をするように、大阪市であっても、熊取町であっても。熊取町は、今はまさに熊取町だけというのはおかしいですけども、本当に頑張ってきた市町村が、公費も組み入れずにやってきたところが高い保険料を払う。これが統一化に向けた矛盾をしているのに、統一化に向けていい方向にっていますよという理解は、全く理解できない。

都道府県化で全国同じ保険料を払うというのは、当然ですよ。だったら、それを1年目からやらなあかんの、できない状況をつくる。大阪市なんかはできないから、6年間というわけわからん期間、激変緩和して6年間不平等のままでもいいですよ。大阪市は独自の保険料で決めていくわけですよ。これが、今まで大阪方式でちゃんとやりますとやっていない。6年間も放置した状態で各自治体に任せる、これが、国が言っている都道府県化をやっているという理解は、全くもっておかしな理解ですよ。そういうところを理解せずに、国の方針に賛成していますから、大阪市の大阪方式はいいんですというのは、全くもっておかしい。これは誰も理解できませんよ。今の大阪市のやり方で6年間全く放置した状態でやっている、それ以外の自治体もあるわけです。熊取町なんか真面目にやってきている、保険料徴収も一生懸命やっている、そこの保険料が高くて、よそはそれを外れて、自分のところの財力あるやつをどんどんそこにつぎ込んでいる。激変緩和措置を大阪府は持っているのに、じゃ、それを全て平等に使うというようなことも示していない。こんな保険料の保険方式が定まるといのは、めちゃくちゃなやり方であるということ、認識していないと恥ずかしいと思います。

委員長（阪口 均君）ほかにありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）この件を通して、議員必携を勉強しました。わかっていることなんですけれども、その文章の中に「議会は、住民に金銭や労力の提供を強制的に求める権限、課税権を持つ権力者、行政権者に対抗する住民代表として生まれたものである。すなわち、住民に負担を課す課税権に制限を加えることを本来の役割、使命とする機関である」ということを、議員必携の240ページに書かれています。先ほど請願者の発言もありましたように、子どもを持つ世帯の生活実態などもお話しされました。大阪府が頑張っているから、熊取町の職員が頑張っているからではなく、議会はやはり住民負担についてどう考えるのか、その姿勢を示すことが大変大事なことだと思います。

委員長（阪口 均君）ほか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）何か意見を言っている中ですごく攻撃を受けている感じがしたんですけども、私自身の意見を言わせていただいただけなので、それぞれ皆さん意見はあると思うんです。私として

は、この都道府県化、またこの大阪方式については問題ないと認識しておりますので言わせていただきました。

激変緩和措置につきましても、一般会計から繰り入れしていた市町村については大変やと思うんです。赤字を抱えていた市町村については大変。だから、そういったところの市町村が、こういった請願を出すというのだったらわかるんですけども、熊取町は黒字をしっかりと維持しながら国保財政を運営してくれていましたので、一般会計からも繰り入れをしておりません、その法定外の繰り入れはしていないというところで、その激変緩和、6年大変やと言っていますけれども、その分については、繰り入れしていたところに比べては全然すごく負担が多くなるものではないというふうに思っております。

それと保険料等の負担のことを言うてはりましたが、これをなくして、今のままでやっていくほうが、毎年保険料が変わる。そのほうが医療費によって、その年によって28年度に保険料を上げなあかんかったのは、27年度に多額な医療費が要ったから、28年度に保険料を上げなければならなかったというところの波が出てくるわけです。その波の大きさを緩やかにするための大阪府のこの都道府県化だというふうに認識しております。これは私自身の意見なのです。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）もう一点、やっぱり注目せなあかんのは、大きな表をいただいていますけれども、この低所得者の値上がり率ですね。これが一番下のほうから9%、12%とか、10%、6%とかいうのが、その真ん中辺ぐらいまで6%台が来るわけです。右に行くほど2%、1%、0.5%という。ほかの金額にしたら負担割合は、それは上のほうになったら小さくなるのはわかりますけれども、この負担割合が貧困層と貧困層の2番目のところ、ここが物すごく高いと、ここをどう考えるかというのが物すごく重要なポイントなんですよね。ここに何もしないで、この上昇率になって、大阪方式になったからしょうがないという判断をするのは、やはり非常にこれはおかしいところだと思いますよ。やっぱりこれだけのものを少なくとも半分に、貧困層のほうを半分に抑えていくような方式をとらないと、ちょっとこれはやっぱり恥ずかしいなと私は思います。

委員長（阪口 均君）ほかにありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）保険料のことなんですけれども、熊取町は法定外繰入が少なかった分、住民の皆さんに高い保険料を負担してきた過去の状況ではあります。そういう中で、統一になって余り金額が変わらないという部分では、大阪府は激変緩和措置を余り補填しない行政区であるということなんです。今まで保険料を住民の暮らしを考えて法定外繰入をしていた自治体というのは、それまでは保険料を低く抑えられてきたんです。だから、とても住民サービスがされていたんです、熊取町より。そういった行政区は、今回の激変緩和措置を受ける自治体になるんです。一般会計の法定外繰入をしなくても、大阪府から激変緩和措置が来て、それで、保険料を6年間下げてくると。熊取町は真面目にやってきたのに、法定外繰入、保険料を下げる努力もしてこなかったのに、激変緩和措置を受け入れられない。そういったような今実態があるんです。そこもやはり矛盾であります。保険料は市町村が責任を持って決めるということは、国も、大阪府も認めていることでありますし、厚生労働省のほうも大きく上げるなということを言っているわけですよ。ですので、この請願については、住民一人一人の生活を守るための大事な医療をきちんと受けて健康、だから、国保は命やと思います。そのことも含めて賛同していただきたいというのが私の願いです。

委員長（阪口 均君）ほかにありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）非常に難しい問題だと僕自身も思っていて、去年からずっとこういった形で住民の皆さん方が問題視していただいて、それに皆さん方の熱心な気持ちに応える形で職員の方も非常に熱心に取り組んでいただいて、それを受けて、この広域調整会議ですか、各市町村の代表の方がそういった会議に臨まれて、この230項目以上のこの各市町村とのやりとりがあって、熊取町からも皆さん方の意見と同様の形で、府に対していろいろ意見を言っていたらと。

この請願については非常に難しいながらも、さすがにこの4月から中止・延期というところは、

ちょっと私自身もこれに関しては難しいのかなというところで、大変申しわけないんですけども賛同できないところがやっぱりどうしても出てきてしまうんですけども、そういった皆さん方の意見を踏まえた上での熊取町代表として、職員の方がそういった広域各市町村の代表の方が集まる場所での意見をぶつけ合いながら今に至っているというところで、そういったところでも、問題は問題としてたくさんやっぱりあると思うんですけども、その辺は我々議員も認識しておりますし、町の職員も当然ながら認識しての結果というところではあると思いますので、そういったところで、なかなか今この現時点で4月実施というところを延期・中止というところは非常に難しいのかなというところで、ちょっと賛同できないというところで意見として申し上げたいと思います。

委員長（阪口 均君）ほかにありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）医療費というものが、今現在、国で42兆円を超えるような医療費になっておるといふふうな中で、今回、国保が都道府県化の統一になるというふうなことになっております。行く行くは国が一本化しようというふうな話も出ておるといふふうなことも聞いてございます。

先ほどいろいろな形で、分母が小さければいろいろな形で医療費の上下が出てくるというふうなことで、今回分母を大きくして、上下をするようなものを少し抑えていこうというふうな考えもあるというのはよくわかりますし、同時にいろいろ町のほうからもらっている資料等を見ておると、国保の累積赤字というのが961億円ぐらいあって、そのうちの308億円ぐらいが大阪府下のものであるというふうな形で、これまでは裕福なところは法定外繰入等で安くしておったというふうな形になっております。そういったところが、この激変緩和の6年間でいろいろな措置を受けるというふうな形になる、不公平じゃないかというふうな話は理解できます。

ただ、ここに書かれておる請願ですね。これももう3週間後には平成30年4月1日からは統一化、法律で決められておるといふふうにも聞いている中で、それを延期するとか、中止するというのは、もう現実的ではないのかなというふうに個人的には思っております。それを延期・中止をすることによって、逆に大阪府民、国民健康保険に加入をされている皆さんにとって大きな不利益になるのかなというふうな考えを持っておりますので、今回の請願については賛同しないというふうに考えております。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）今の4月1日から施行するというのを言われていますけれども、法律の改正は施行されます。保険料率が計算されるのは7月なんですね。だから、今新たに30年度の保険料率が計算されるのは6月なんです。そこで示されるんです。それを示されて、それをもって熊取町自身もその中で考えないとあかんわけですよ、どれだけ税金を投入するか。そういう状況にあるのは4月1日から始まるんですという認識を持っているのは、物すごくおかしい。これ保険料自体計算されるのは、6月に計算されて、それが提示されるんですよ。4月1日から決まっているわけじゃないわけ。ただ法律が変わるだけで、大阪府統一方式のものでやっていきたいと思いますというのが今回の条例の変更なんですね。そういう保険料率が出されるのは6月だと思うんです。その時点で、じゃ、熊取町はどういう保険料率にするのかということに対してしっかりと検討しないと、大阪方式が決まってこういうものになっているから、これ仕方ないやというの、全くもって国民健康保険をどうするのか、貧困者対応どうするのかということについて、議員はもうちょっとこれを真剣に考えないと。4月1日から決まって、これは全然走り出していないんですよ。いろんなところが自分のところで独自に考えてくださいと大阪府が言っているわけです。それを持ってきたら相談に乗りましょうというようなことも書いてあるわけです。だから、決まっていないわけですよ。今から走り出す中で、熊取町もどれだけ頑張って、ない金でそれを補助するかとも考えなあかんわけですね。

もう一つは、28年度で一番高い保険料率を適用しているから、一番高い保険料率が30年度から示されているわけです。そういうことも考えて、原課が言っている27、28、29年の平均値を使って

れと言っているわけですよ。そういうものも大阪府はやっていない。だから、6月に提示が出される前に、熊取町はその平均値を使って、これでやるから、これでよろしいかというようなことも打診する必要があるぐらいの状況なんです。4月から走るわけじゃないわけですよ。その辺をしっかりと理解してやってくれないと恥ずかしいですよ。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） すみません、恥ずかしいとまで言われたので言いますが、平成30年4月から国民健康保険制度は、市町村ごとの運営から府域での運営の運びになりますというふうに制度はなるというふうになっております。だから、恥ずかしいということはちょっと失礼やと思います。訂正してください。

委員長（阪口 均君） 重光委員。

委員（重光俊則君） 恥ずかしいということを訂正しろということは、恥ずかしいというのは、言葉は訂正しますけれども、法律が施行されることと、それは施行されます。実際の運用にどれだけ私たちが働きかけができるかということです。だから、今の状況で、私が恥ずかしいと言ったのは取り消しますけれども、議員として、法律が施行されたら、それで決まったら、それがずっと走り出す状況にあるというような認識をされているような発言をされたので、それはもうちょっと考えて、今の現状、熊取町の保険料率がいつ決まるんやと。そのときにどういうことを考えていかなあかんのやということもしっかり議員は考えて、検討して、熊取町が次に出してくる30年度の保険料率、7月から徴収されるんですけども、そういうところを出てきた保険料率がいいかどうか、そこに熊取町がどれだけの財源をつぎ込めるか、大阪府からどれだけ財源を取ってこれるか、その辺をしっかりと議員が議論して、熊取町が原課が頑張っているわけですから、熊取町を応援するような形で、原課も応援してあげなあかんわけですから、そういうところを踏まえて、熊取町をしっかりと質問してやっているんだけど、大阪府が何にもちゃんとした回答をしてきていないというので、物すごくストレスがたまっていると思うんですね、熊取町の行政。だから、そこを議員もしっかりと理解して、どういう方策をとったらいいかというのを考える土台として、これが賛成される、反対されるというので、どうこうということはないわけですけども、今後、議員にはそういうことを考えることが付加されているという議論になっているという意味で理解していただきたいと思います。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 何か私たちが考えていないようなことを言っていますが、私たちもしっかりと考えて意見を言わせていただいております。今も保険料につきましては、今までのように仮算定がなくなっていて、今言っていましたように6月から本算定という形で計算されるから確定するというご意見を言っていますけれども、そういうこともちゃんと議員全員協議会のほうでは説明を受けております。その中で、私たちなりに考えて、この制度は別に都道府県化に対して、大阪府が考えたこの大阪方式について問題ないと判断いたしましたので、申しわけないんですが、この請願については採択できませんということを言っております。

ですので、何も考えていないと言っていますが、ちゃんと考えて、考えて、本当に請願を出して下さっている方の思いというものもわかっております。だから、しっかりと私たちも何回か請願を出していただいている中で、全然無視しているわけじゃないんです。ちゃんと勉強しています。それで考えた上で、やっぱり賛成できないなということで意見を言わせていただいております。何も考えていないと言われたら、もう本当に反論したくなります。ちゃんと考えているんです。その上で判断させていただいたというところわかっていただきたいと思います。

委員長（阪口 均君） ほかがございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

自主的に発言がなければ、進めていきます。

意見・質問なしと認めます。

以上で意見・質問を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第1号 国民健康保険(国保)都道府県化の大阪方式についての請願の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立 2名)

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で、請願第1号の審議を終了します。

ここで、請願代表者及び紹介議員には退席をお願いします。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

(「10時54分」から「11時10分」まで休憩)

委員長(阪口 均君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。

朝からの審議が白熱しまして、時間が若干押しておりますし、かなり興奮気味なところもありますけれども、ちょっと冷静に入っていきたいと思えます。

議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月6日及び7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案13件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略します。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

委員長(阪口 均君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(阪口 均君) 初めに、議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君) 新たに住民代表を区分に加えるということなんですけれども、住民代表を加えることによって、今までの区分だった、例えば自治会長だとか、議員だとか、どの辺がどう変わるかというものをご説明していただけますか。住民代表に誰が入るかとか。

委員長(阪口 均君) 島尾環境課長。

環境課長(島尾 学君) 第3条なんですけれども、1号のところでは町議会議員、2号のところでは学識経験者、それで3号のところでは町の職員というふうになっておりました。これを2号のところには住民代表という形でつけ加えさせていただくということで、ほかの町議会議員、学識経験者、町の職員というところは変更ございません。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）具体的に誰が住民代表になるんですかということですね。例えば自治会長とかは、今まで入っていましたよね。だけど、それは別のところに入っていたわけですね、住民代表じゃなくて。だから、どこの部分がどう変わるのかというところを説明していただきたいです。

委員長（阪口 均君）島尾課長。

環境課長（島尾 学君）住民なんですけれども、区長、自治会長、それから各種団体の長の方々は、今まで学識経験者という区分の中で入っていただいております。今回考えておりますのは、その住民代表というところに自治会の区長ということを考えておるんですけれども、当初この協議会が設立されたときは、やはり原子炉が来るということで、皆さん不安やというところもあったということで、各種団体の自治会長もいろいろ入っていただいておりますけれども、最近いろいろ新聞報道とかもありましたけれども、皆さんご理解が大体進んでいるというようなところで、近隣の区長、自治会長は入っていただこうと考えておるんですけれども、その各種団体の長の方々については、ちょっと厳選させていただくというのはちょっと変かもわかりませんが、人数をちょっと縮小させていただこうかなというところを考えております。

ですから、今考えておりますのは、区長、自治会長、近隣の方はそのまま入っていただいて、各種団体の長の方々を少し人数的には絞らせていただこうかなというふうな形で考えております。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）それはこの条例改正が出されるのであれば、どの人たちを減らすかというようなことは提案されてもいいのかなと思うんですが、これはいつごろそれが明確になって、あるいは議会に諮られるのでしょうか。

委員長（阪口 均君）島尾課長。

環境課長（島尾 学君）条例という形では、ここまでの規定しかございません。今、考えておりますのは、今していただいている方々は5月末まで任期がございますので、5月末の任期の時点では、ちょっと変えさせていただきたいなというふうなことを考えております。

これにつきましては、今、考えておるところでございますけれども、500メートルのUPZという考え方がございますので、この辺、原燃工をとりますと、ちょっと大久保区とか、五門区とか、熊取グリーンヒルの一部の地域がかかってまいりますので、今までこの方々は自治会長が参加されていなかったんですけれども、その辺の関係で入っていただくとか、町の職員なんですけれども、全ての部長が今まで入っていただいていたんですけれども、この方々もちょっと削減しようかなというところ、今考えておりますのは、青年団長であるとか、婦人会会長とか、商工会会長、大阪泉州農業協同組合の理事、熊取の選出されている方、この方々をちょっと選任しない方向でということを考えております。

委員長（阪口 均君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）ちょっと補足説明をさせていただきます。

まず条例改正につきましては、今まで住民代表という区分がなく、学識経験者の中に住民代表の方が委員として入って入りましたので、それはちょっとなじまないであろうということで、住民代表という項目を、今回条例を改正させていただきたいというものでございます。ですので、基本的には変わりはないんです。

次は、どういう方を選任する考えを持っているかということでございまして、これにつきましては、条例の中でも町長が任命するということですので、この町議会議員、学識経験者、住民代表、そして町の職員の中から町長が任命するというものでございます。任期は2年でございまして、30年5月31日までが今の任期で、30年6月1日から新しい任期が始まるということになっております。次の任期につきましては、今現在考えておりますのは、まず議員につきましては変えるつもりはございません。もう一つ住民代表の考え方といたしましては、今まで青年団長とか、婦人会会長とかを任命しておりましたけれども、この方たちはもうちょっと選任をやめようかと思っております。

かわりに今度放射能の避難行動計画というものを策定するわけなんですけれども、その中ではUPZと言いまして、避難する区域がございます。その区域というのが大久保区、五門区、それからグリーンヒル自治会、この部分が今の委員の中には入っておりませんので、その区長、自治会長を入れていきたいというふうに考えております。

それと町職員の部分につきましては、行革の関係もございまして、ちょっと見直していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。

要はこれを、例えば考えておりますけれども、これが今入っている青年団の団長とか、婦人会の代表を外すとか、そういうものを明確に示してもらったらいいだけの話で、別に理屈はいい、悪いというあれじゃないわけですよ。その辺を今考えておりますやから、いつごろ決まるのかというのを聞いているので、それと今外れるのが、住民の代表だったら青年団と婦人会だけが外れるのか、ほかの人も外れるのか、その辺が明確でなかったら、今、答えていただく必要はなくて、いつごろこれが明確になって、これを知らせますと。これは原子力問題対策協議会のメンバーがどう変わったというのは、議員は知っておく必要があると思いますので、その辺はいつごろ教えてもらえるのかということで確認しているだけです。余りこれが住民代表になるのがどうのこうのという議論をしたいわけじゃないわけです。そこだけはいつ明確になって、いつごろ知らせますということとで答えていただければいいんですけれど。

委員長（阪口 均君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）少なくとも5月末までにはきちんとお知らせさせていただきたいと思えます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）この指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてですが、これは新しいものだと聞いております。市町村に移譲される事務なんですけれども、これは住民との関係でどうなのかということと、今現在広域福祉がありますよね。その部分の関係が何があるのか、その辺をご説明お願いします。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）こちらの指定居宅介護支援事業者の指定と基準に関する条例なんですけれども、こちらのほうは、もともと大阪府のほうの権限でありまして、こちらのほうは平成25年4月から権限移譲でもう既に広域福祉課のほうで事務をやっております、今度この権限移譲される目的というのは、より身近な市町村のほうで高齢者の自立支援に向けた重要な役割を

持つケアマネジャーを、より身近な市町村で指導とか、支援とかをしていくために権限移譲されたもので、今までもう既に権限移譲を受けて広域のほうでやっていますので、住民や事業所に対する内容は一つも変わりませんので、条例を市町村で制定して、市町村が主としてやっていくというところで条例を制定させてもらったものなので、何も地域の皆さんとか、事業所には関係ありません。委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）この介護保険条例の一部を改正する条例は、主には第7期の保険料ですよね。説明の中では、第6期に基準額225円ということなんですが、状況とこの上がり幅、保険料が上がらないようにどのように努力されてきたのか、また、町独自減免の効果というか、そういうものがわかりましたら教えてください。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）今回の第7期計画で、保険料のほうを少しでも抑えられるようにということで、町のほうは、まず所得段階のほうを今まで12段階であったところを16段階に追加しまして、所得に応じた負担割合の保険料になるようにと考えまして、保険料率も所得に応じた保険料率に設定させていただきました。

もう一点は、第6期の黒字の部分で基金に積立させていただいている1億9,500万円を、保険料を引き上げるために活用しまして、430円引き下げることができました。その16段階にすることで少しなんですけれども、どれだけ引き下げられたかと言いますと、37円引き下げることになるんですけれども、今回は国の基準も7段階から9段階の所得基準の見直しがありまして、そこが見直されたことによって保険料が少し上がるので、それを相殺しましたら15円引き下げることができました。

今回の第7期計画では、そういった町としても少しでも保険料を引き下げることができるように努力はさせていただいていますので、ご理解いただけますよう、よろしくお願ひします。

（「町独自の分」の声あり）

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）すみません、町独自の減免なんですけれども、第2段階、第3段階の非課税世帯で所得の少ない方について、町独自で第1段階に引き下げをさせていただきました、ちょっとお待ちください。すみません、遅くなりまして。29年度の今現在の実績で言いますと、申請があったのが10名の方で、減免額が14万2,885円減免させていただいております。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、このくまとり高齢者計画2018の中で詳しく書いている分で、保険料もこんなふうに計算したということが載っているんですが、熊取町は町長が先頭を切ってタピオ体操を推進して、タピオ体操プラスということで、いかに介護予防を進めていくかということで、健康

増進に向けて推進をしていただいています。

それもあって、なお職員さんも本当に一生懸命タピオ体操を推進してくれているから、介護度が当初6期の計画、いきいきまとり高齢者計画2015でされたときには、これ3年間の計画をまず持ってせなあかんから、予想を組んでしていかないといけないからちょっと難しいかと思いますが、そのときの介護度の予想とすれば、6期のところで載っているんですけども、29年度には18.4%になる見込みだということのもとにこの保険料を計算されたと思うんですね。でも実際のところ、そういうふうにタピオ体操を推進して行って、住民の皆さんも一生懸命自分たちの介護にかからないように体操をしながら健康増進、またそういうものを努めて、住民の努力でやってこられて、今、この間も一般質問の中でもありましたけれども、この計画の中にも載っていますけれども、今のところ介護認定は17.2%だと、29年度9月においては。だから、当初予定していた29年度は、この前の6期の計画では18.4%になる見込みとなっていたのに17.2%、1.2%低く抑えることができたというところのものであります。だから、本当にそういったことを住民と職員の努力で、そういうふうに介護度を抑えられているわけなんですよ。

そういうことを考えたときに、今度のこの計画は、また29年度9月は17.2%ですが、この計画策定時の3年後、32年につきましては19%になる見込みやというふうに、見込みはそんなに甘く見たらあかんかもわかりませんが、19%になるだろうと見込んで計算されているところがあるかと思うんですが、その6期の計画を見たときに、保険給付費の見込みが98億3,912万5,000円あったのが、実際にどうやったのかと7期の計画の中に見たら86億4,901万1,000円になっているんですよ。だから、13億円減っているわけなんですよ、結局介護給付費が。だから、それだけ減っているから黒字というか、基金に積み立てられたと言っていますけれども、そういう見込みが十何億円も差が、介護保険の給付費がかからなかったということをこの次の7期の計画の中にさらに盛り込んでいただけたら、もっとタピオ体操を推進して行って介護度を抑えられるだろうということを、この前の3年間の状態を見てすれば、こんな介護保険料を上げなあかんような状態にならなかったんじゃないかなと思うわけなんですよけれども、実際のこの計画、今の7期の中では104億1,940万5,000円というふうに見ていますけれども、実際のところ、3年間の予測を立てるとするのは難しいかと思いますが、その思いですよ。しっかりと3年間タピオ体操を推進しながら介護予防を推進していくんですよ。だから、介護保険料を抑えていくんですよというそういう思いが、やっぱりこの中の計画の中にもっともっと盛り込んでほしかったなというふうに思います。

その中で、今回組まれた金額というところ、ちょっとあれなんですけど、この間、体育大学と町との連携協定のときにシンポジウムがあって、そのときに紹介された亀岡市のところは、亀岡スタディということで、介護運動をすることによって、介護保険料の給付が3割、認定率も3割減ったから、介護保険料を抑えられると。だから、今年度は介護保険料を上げませんとそういうふうに判断したと、決断したというふうにシンポジウムの中で話がありました。それを聞いて、そういう思いがやっぱり必要かなというふうに思っております。これって議員全員協議会のときにもちょっと話をさせていただきましたが、3年間の予測を立てるとするのは難しいかと思いますが、これだけの金額を想定した給付見込みというものを、想定したこの金額になったそのところの理由づけというんですか、なぜこの金額になったかというその辺のところを説明してもらえますか。

委員長（阪口 均君） 根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） こちらの給付費の見込みというのは、まず3年間の被保険者の人数を見込みまして、その中で介護を利用する方、認定を受けられている方の見込みをするんですけども、それを見込むのに、第6期の認定率の平均を出させていただいて、延べではなくて、今回は平均、うちは今介護の認定率が言うたら横ばい状態になっていますので、平均で見込ませていただいて、その後、その認定を受けている方が、介護度がありますよね、要支援から介護5まであるんですけど、そういう方が、どの介護度の方がどれぐらい利用されているかというのを見込みます。人数を見込みまして、その方の利用回数がどれぐらい使っているかというのを見込みまし

て、サービスの量をまず出します。その量を出して、サービスごとの利用単価というものがそれぞれ決まっております、その利用単価を掛けさせていただいて、サービスの給付費を見込んでおります。

それはどういうふうに見込んでいるかと言いますと、第6期の実績をもとに利用単価というのも決めておりますので、その渡辺委員がおっしゃる実績というのは、そもそも介護予防、健康いきいきのほうで一生懸命頑張ってくれておまして、タピオ体操のほうも平成28年度のほうから試行的にさせていただいていると、そこももう織り込み済みの給付額で見込んでおりますので、第7期の計画において、給付額にその介護予防の効果が全然入っていないというわけではないので、そこを見込みまして第7期のほうも給付を見込んでおりますので、そこは織り込み済みで、その給付費から第1号被保険者の保険をどれだけ、給付費を全部保険料で見込んでいたわけではなくて、今計画をお持ちではないと思うんですけども、計画のほうにもこの財源構成というものを載せておまして、その中で第1号被保険者の負担する分というのは、給付額の23%を保険料で賄っております、給付費からその23%分を計算しまして、3年間の被保険者の見込みを行っておりますので、簡単に言いますと、その被保険者も所得段階に応じて負担がありますので、所得段階に応じた割合の被保険者数で割り込みまして、1カ月当たりの保険料の基準額を算出させていただいて、今回の月額ですけども保険料が6,057円になっているというわけなんですけれども、ちょっと説明になっているかわからないんですけども、第6期の予防も織り込み済みの給付額で算定させていただいておりますので、そこはご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

委員長（阪口 均君）よろしいですか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）見込みを計算するのは3年先のことなので、少なく見込みすぎても足らなくなつてはいけないというところがあるかなと思うんですが、でも、17%で認定率が抑えられている分、もう少しちょっと過大に見込みすぎているんじゃないかなというふうに思いましたので、これが保険料の算定基準になってきますので、この給付額を幾らで見るかというところで計算されるわけなので、その辺のところは難しいと思いますが、しっかりと今回この分で推進していく中で次の期、第8期のときには、本当にこのタピオ体操を推進、全地区でやっているというそういった状況をこの3年間でつくり上げたときには、やっぱりこの介護保険料を下げるという、そういう意気込みで推進をしていただくことが、住民にも介護保険料が下がるんやったら頑張るわというそういう思いになるかと思っておりますので、そういったことを思い切ってやっていただきたいなと。だから、亀岡がそういう思いでやってはりますので、熊取町も亀岡に負けないぐらいにそういった介護予防を推進していますので、タピオ体操プラスを初め。だから、そういう意気込みでやっていただいたほうが、住民も本当に頑張ると思います。そういった意味でお願いしたいと思います。

委員長（阪口 均君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）すみません、委員ご発言のところ申しわけございません。

先ほど参事がお話しさせていただきましたように、タピオ体操もこの27、28年ということで、試行的に始まりながら、この29年度本格的に実施ということで、今後進めていく状況でございます。これまでも健康づくりということで、予防についてのそういう取り組みもやってきてございますので、そういったところも今までの実績の中には一定含まれているという部分も含めての先ほど参事がお話しさせていただいたところでございます。

今後、今委員がおっしゃっていただきましたように、タピオ体操を今後タピオステーションということで広がっていった今後の実績につきましては、次の期、そういったところで大きくまた状況を踏まえて考えていけるのではないかなというふうには考えてございます。

すみません、お話中、申しわけございません。

委員長（阪口 均君）その前にちょっとお願いがあります。質疑、応答ともに簡潔にお願いしたいと思います。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません。

今、この7期の介護保険料は、府下で見たときにどのぐらいの高さというんですか、どのぐらいの位置になりますか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）21番目やったと思うんですけど、42やったと思うんですけども市町村がありまして、ちょうど真ん中あたりになっております。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）6期のときはどうだったんですか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）ちょっと資料がありますのでお待ちください。

16番目です。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）上からか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）上からです。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そしたら、ちょっとはましになったという感じ。わかりました。

この介護保険の保険料につきましては、以前からもあったんですけど、介護保険ポイント制度ですか。タピオ体操とかでもそうですけれども、いろいろ介護予防に努力している人、また助け合い、いろんな面で介護のお手伝いをしている住民がそういうのをしているのとか、そういうものをポイント制にして、それぞれの介護保険料からマイナス、ポイント制で何点かためたら介護保険料が安くなりますとか、そんな制度もやっぱり個々に努力を推進するために、また考えていただきたいことだけ要望させていただきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）この国民健康保険条例の一部を改正する条例は、都道府県化による給付費用の流れだとか、算定方式が変わるということで改正されるわけですが、大阪府内統一基準とするための部分もありますよね。ここには具体的な賦課限度額の明示が消えております。それから、保険料率の扱い方も変わっているように思うんですが、その辺はどのようになっているのか、ご説明をお願いします。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今回の条例改正につきましては、基本的に本則の中身につきましては大阪府の統一基準に合わせた中身の改正となっております。附則のところ、今回、議員全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、平成29年度の収支を見た中で対応できる範囲で対応させていただけるような方策を書かせていただいているというものでございますので、基本的には、条

例改正の中身は統一基準に沿ったものとなっております。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）ということは、6年後には賦課限度額も、保険料率も府に合わせるという条例改正なんです。ですので、そういうものだということなんです。市町村に権限があるという保険料率も、賦課限度額も決めるという基本はこれからも変わらないんですが、国保運営協議会というのがまたここにも明記されて、設置されていますよね。大体2月には賦課限度額を決め、今度6月にあったのが5月になるということで、保険料率が決まるんですが、それは、6年後ですよ、大阪府が決まった額を承認するような形になって、熊取町で独自に決めるということではできなくなるのではないかなと思うんですが、その辺はどのようになりますか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）おっしゃるとおり、6年後につきましては大阪府の運営方針のほうで定められておりますとおり、大阪府につきましては標準保険料率で府内統一するということですので、諮問のほうはもちろん運営協議会のほうにさせていただいて、答申させていただき決定するという流れは変わらないんですけども、その料率というのは、大阪府が示したのになるということでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）ということは、市町村というか、熊取町の意見は、国保運営協議会の中でも検討されないし、するのはするけれども形だけという感じがします。ですので、この条例改正には反対いたします。

委員長（阪口 均君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）国民健康保険運営協議会につきましては、ご存じのとおり法定された附属機関でございます。被保険者の民主的な運営ということで設置されておるものでございまして、そこからの意見というのは当然尊重すべきものになります。

それから、先ほど標準料率に確定されるという話でございますが、下がるほうはなかなかあれなんですけれども、もし万が一赤字が出た場合はこれに上乗せをせざるを得なくなってしまう。これは当然標準料率以外の料率を選択せざるを得ないケースも出てくるかもわかりません。そういったときには、この運営協議会の審議というものも一定影響というか、効力を発するものやという場合もございまして、我々一生懸命頑張って、徴収も一生懸命頑張って、保険事業も一生懸命頑張って、赤字にならないようには頑張りますけれども、もし万が一そういう場合には、上乗せということもあり得るということは、ちょっとご認識はいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）国保統一ということで、今回は条例の文章になっていたのだからわからないところがあったんですが、もう大阪府が示す市町村標準保険料率とかそういうものが全部適用されるということで理解できたわけですが、この条例改正自体については、私は問題ないと思うんですが、この条例改正ができて実際保険料率を決められていくところは、まだまだ不透明なところがたくさんあると思うんですね。これまで国保運営協議会の中で、熊取町が23項目もいろいろ適切な質問をして、国保の問題点等いろいろただされて、意見と大阪府の考えが示されたデータがありますけれども、その中で2つだけ、ちょっと簡略に教えていただきたいんですが、まず1つは、統一されるけれども、激変緩和措置といいますか、激変緩和期間って6年間、経過措置の期間があるということですね。その6年間の激変緩和期間中は、激変緩和計画の計画を定めていただいた上、その取り扱いを各市町村の判断に委ねるということは、その激変緩和期間中は、熊取町の裁量、各自自治体の裁量で、いろんな保険料率の算定以外に激変緩和の額を決めたりして、それが大きいところもあれば、小

いところもあると思うんですが、これは熊取町においては、この激変緩和計画をどのように定めようとしているかとか、あるいはそれに対してどういう規定があるかとか、どういう約束をしないかとか、全て自治体に任せますよということしか回答がないんですけれども、その辺はどう理解したらよろしいですか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）先ほども申しあげましたとおり、今回条例改正の中身は、おっしゃっていただいたとおり、府の統一基準に合わせた内容で改正させていただくんですけれども、今回6年間の激変緩和期間の中で、6年をかけて統一していきましようという項目に上がっておりますのが、熊取町で言いますと、賦課の方式、所得割、均等割、平等割の3方式でありますとか、賦課の割合でありますとか、あと賦課限度額、あと一番今回おっしゃっていらっしゃるのが保険料率というところになるんですけれども、それとあと保険料仮算定を廃止する等というところも統一の項目になっておりまして、それらの中で、熊取町は30年度から合わせるというところにまだ確実に行っていないのが保険料率のところでございます、その部分について附則のほうで書かせていただいているもので、おっしゃるとおり、今回平成30年度の標準保険料率というものが1月10日に示されまして、その料率をもって大阪府の統一とするということは決まっております。それを平成30年度の保険料率とするかどうかというところは、市町村の裁量でまだ任されているというところがございますので、そこをどうするかというところは各市町村で考えているところがございますけれども、これまで説明させていただきまして、29年度の収支を見た中で、対応可能な中で考えさせていただいて、5月に開催させていただきます運営協議会のほうに諮問させていただき、答申いただいて、決定していきたいと考えているものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。

もう一点は、保険料率の計算で28年度を基準にするということになっていたわけですが、熊取町のほうは27、28、29の平均値を使ってくださいということを提言していますよね。それについて、これは適切な進言だと思うんですね。やっぱり年度ごとに変わってきますから、その中で、熊取町は28年度が一番高いやつが適用されるということになりますよね。それを、平均値を使っていないんですけれども、今回、それを熊取町独自に今までの値から見たら、それを別の大阪府が示した料率じゃなくて、妥当だと思われる料率を示して、3年間を平均した保険料率から定めて、それから、30年度の保険料率を定めていくようなことも考えられるけれども、大阪府が示した料率分を納められなければ、その分は別に熊取町が独自の財源で補填して出さないかんということになるんでしょうかね。熊取町独自で3年間の平均でやったからこうなりましたと、これで認めてくださいというようなことができるというふうになるんでしょうか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）実際に3年間平均したと見たとき、推計にはなるんですけれども、この意見を出させていただいた時点というのは11月上旬になっておりまして、今示されておるような細かな内容というのはまだ何も示されていない状況でしたので、我々もどうやったらその乖離というものを換えられるのかなといういろいろ考えた中で意見を出させていただいたんですけれども、実際今の時点になって、3カ年平均で比較したときを見ますと、激変緩和の対象にはやはりならないような状況でございましたので、実際料率は先ほど申しあげましたとおり、標準保険料率を使わないという選択も30年度からの6年間はございますので、そこはすみません、何度も同じことになってしまいますけれども、収支を見た中で対応させていただきたいということですので、ご理解いただきたいと思います。お願いいたします。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）今回、この保険料率がどういう値を今度熊取町が定めるかというのは、非常に重要

なところになると思うんですね。それも6年間の経過措置の中でどうなるかということですから、熊取町はほぼ大阪方式に近い形で管理してきた、それをやろうとしているわけですから、その中で、その影響で上がることをどう抑えられるかということも十分検討してもらわなあかんとするんですけども、その辺の算定に当たって、いろいろどれだけのお金を使えるか含めて、それと大阪府と交渉の余地があるところがあるのかどうかですね。その辺も十分に検討していただきたいなと思います。

委員長（阪口 均君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、ちょっとだけ補足させていただきます。

過去3年の平均をとるという話なんですけれども、実は国のガイドラインのほうに括弧書きで過去3年の平均をとってもいいよというふうに書いておりましたので、この意見書を出させていたんです。ところが、その会議の席上でちょっと質問したところ、大阪府のほうもその可能性があるかということでも国のほうにも問い合わせを入れてくれたところ、じつはこの括弧書きは、震災関係というものに限定してであって、基本はやはり28年の決算やという回答を得たところでございますので、すみません、これは我々思いとしては、単年度でやるよりもということを申し上げたんですけれども、ちょっと趣旨はそういう趣旨であったという、そういう回答は得ております。

ただ、委員おっしゃられるように、我々としてもできる限り、何らかの方策はないか考えた上で、大阪府とも協議したいと思っております。それで、この激変緩和をする場合には計画書、簡単な様式なんですけれども大阪府のほうから示されておまして、その計画書を大阪府のほうに提出して、その上で協議させてもらうというようなことになります。もちろん大きな制約は大阪府のほうからかからないとは思いますが、大阪府とも相談しつつ、この激変緩和に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 5名）

起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）これ泉佐野市とその事務について協議することになるんですが、実質的には泉佐野市の職員の方に依頼するという事になって、その費用をどれだけ分担するかとそういうことを協議することになるんでしょうか。この協議する内容について簡単に説明していただけますか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）この委託につきましては、28年4月1日からもう既にやっております。

その内容で、今回都市緑地法が変わりましたので、その変わった部分が一部、今現に結んでおります規約の一部が変更になりますので、その部分を、ちょっと改正を今回させてもらっているものです。実際最終的には、費用的、内容的には何も今と変わらないものでございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第15号 町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第16号 町道路線認定及び廃止についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）ちょっとわかりにくいんで教えてほしいんですけども、後ろについている資料11-4ですね。廃止する路線と認定する路線の位置関係がよくわからないので、ちょっとご説明お願いします。

委員長（阪口 均君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）資料11-4の分ですよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、町道芦谷線の認定及び廃止ということになってございます。この路線につきましては、この図面でいきますと左斜め上ぐらいにあります主要地方道大阪和泉南線岸和田

南海線の路線に重複している部分ということになってございます。この岸和田南海線の拡幅に伴いまして、芦谷線の一部がその岸和田南海線の一部に、要は吸収されるような形になります。それで、町道認定というのは、起終点の地番として認定させていただいてございますので、今回拡幅されることによりまして、起点の地番というのが従前のものと新しいものに変わってございますので、その分で認定の変更というか、一旦新しく認定させていただいて、従前のものは廃止させていただくというようなことになってございます。あわせて延長もその分、減になってございますので、よろしく申し上げます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第16号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君)次に、議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君)次に、議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで、事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「12時10分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

阪口 均